

中学校学習指導要領

平成20年3月

平成22年11月一部改正

文 部 科 学 省

教 育 基 本 法

平成十八年十二月二十二日法律第百二十号

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこととする目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深

く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十二条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十三条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十四条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服すことなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

学校教育法(抄)

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号
一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

第二章 義務教育

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第四章 小学校

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するためには必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十七条 中学校の修業年限は、三年とする。

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、

障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適當なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

学校教育法施行規則(抄)

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第五号

第四章 小学校

第二節 教育課程

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科（以下本節中「各教科」という。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

② 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の道徳に代えることができる。

第五十四条 児童が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。

第五十五条 小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五十五条の二 文部科学大臣が、小学校において、当該小学校又は当該小学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該小学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があり、かつ、当該特別の教育課程について、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）及び学校教育法第三十条第一項の規定等に照らして適切であり、児童の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条の規定の全部又は一部によらないことができる。

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席していると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五

十一条又は第五十二条の規定によらないことができる。

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科（以下本章及び第七章中「各教科」という。）、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第七十三条 中学校（併設型中学校及び第七十五条第二項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第二に定める授業時数を標準とする。

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは「第七十二条、第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第八章 特別支援教育

第一百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

- 二　自閉症者
- 三　情緒障害者
- 四　弱視者
- 五　難聴者
- 六　学習障害者
- 七　注意欠陥多動性障害者
- 八　その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第一百四十二条　前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第百七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

別表第二（第七十三条関係）

区分	分	第1学年	第2学年	第3学年
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語	140	140	105
	社 会	105	105	140
	数 学	140	105	140
	理 科	105	140	140
	音 樂	45	35	35
	美 術	45	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	35
	外 国 語	140	140	140
道 德 の 授 業 時 数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特 別 活 動 の 授 業 時 数		35	35	35
総 授 業 時 数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

○文部科学省告示第二十八号(平成二十二年度文部科学省告示第百六十一号・一部改正)
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき、中学校学習指導要領（平成十年文部省告示第百七十六号）の全部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成二十年三月二十八日

文部科学大臣 渡海 紀三朗

中学校学習指導要領

目 次

第1章 総 則	1
第2章 各 教 科	6
第1節 国 語	6
第2節 社 会	17
第3節 数 学	34
第4節 理 科	44
第5節 音 楽	61
第6節 美 術	67
第7節 保健体育	72
第8節 技術・家庭	85
第9節 外 国 語	92
第3章 道 德	99
第4章 総合的な学習の時間	103
第5章 特別活動	105

第1章 総 則

第1 教育課程編成の一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を開拓する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまり

の意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- 1 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。
- 2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章以下に示す内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。
- 3 第2章以下に示す各教科、道徳及び特別活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。
- 4 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。
- 5 各学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合にあっては、地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成するものとする。

- 6 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。
- 7 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

第3 授業時数等の取扱い

- 1 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」という。ただし、1及び3において、特別活動については学級活動（学校給食に係るもの除去。）に限る。）の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。
- 2 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。
- 4 各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。
- 5 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。
 - (1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。
 - (2) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようすること。
- 2 以上のはか、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各教科等の指導に当たっては、生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。
 - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。
 - (3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自動的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
 - (4) 生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行うこと。
 - (5) 生徒が学校や学級での生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、ガイダンスの機能の充実を図ること。
 - (6) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を計画的に取り入れるようにすること。
 - (7) 各教科等の指導に当たっては、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。
 - (8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う

関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

- (9) 海外から帰国した生徒などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。
- (10) 各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。
- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。
- (12) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようすること。
- (13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようすること。
- (14) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、中学校間や小学校、高等学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

第2章 各教科

第1節 国語

第1 目標

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目標

- (1) 目的や場面に応じ、日常生活にかかわることなどについて構成を工夫して話す能力、話し手の意図を考えながら聞く能力、話題や方向をとらえて話し合う能力を身に付けさせるとともに、話したり聞いたりして考えをまとめようとする態度を育てる。
- (2) 目的や意図に応じ、日常生活にかかわることなどについて、構成を考えて的確に書く能力を身に付けさせるとともに、進んで文章を書いて考えをまとめようとする態度を育てる。
- (3) 目的や意図に応じ、様々な本や文章などを読み、内容や要旨を的確にとらえる能力を身に付けさせるとともに、読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。

2 内容

A 話すこと・聞くこと

- (1) 話すこと・聞くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
 - ア 日常生活の中から話題を決め、話したり話し合ったりするための材料を人との交流を通して集め整理すること。
 - イ 全体と部分、事実と意見との関係に注意して話を構成し、相手の反応を踏まえながら話すこと。
 - ウ 話す速度や音量、言葉の調子や間の取り方、相手に分かりやすい語句の選択、相手や場に応じた言葉遣いなどについての知識を生かして話すこと。
 - エ 必要に応じて質問しながら聞き取り、自分の考えとの共通点や相違

点を整理すること。

オ 話合いの話題や方向をとらえて的確に話したり、相手の発言を注意して聞いたりして、自分の考えをまとめること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 日常生活の中の話題について報告や紹介をしたり、それらを聞いて質問や助言をしたりすること。

イ 日常生活中の話題について対話や討論などを行うこと。

B 書くこと

(1) 書くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。

ア 日常生活の中から課題を決め、材料を集めながら自分の考えをまとめること。

イ 集めた材料を分類するなどして整理するとともに、段落の役割を考えて文章を構成すること。

ウ 伝えたい事実や事柄について、自分の考えや気持ちを根拠を明確にして書くこと。

エ 書いた文章を読み返し、表記や語句の用法、叙述の仕方などを確かめて、読みやすく分かりやすい文章にすること。

オ 書いた文章を互いに読み合い、題材のとらえ方や材料の用い方、根拠の明確さなどについて意見を述べたり、自分の表現の参考にすること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 関心のある芸術的な作品などについて、鑑賞したことを文章に書くこと。

イ 図表などを用いた説明や記録の文章を書くこと。

ウ 行事等の案内や報告をする文章を書くこと。

C 読むこと

(1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。

ア 文脈の中における語句の意味を的確にとらえ、理解すること。

イ 文章の中心的な部分と付加的な部分、事実と意見などを読み分け、目的や必要に応じて要約したり要旨をとらえたりすること。

ウ 場面の展開や登場人物などの描写に注意して読み、内容の理解に役立てること。

エ 文章の構成や展開、表現の特徴について、自分の考えをもつこと。

オ 文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分のものの見方や考え方を広くすること。

カ 本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取ること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 様々な種類の文章を音読したり朗読したりすること。

イ 文章と図表などとの関連を考えながら、説明や記録の文章を読むこと。

ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。

[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

(1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ア 伝統的な言語文化に関する事項

(ア) 文語のきまりや訓読の仕方を知り、古文や漢文を音読して、古典特有のリズムを味わいながら、古典の世界に触れること。

(イ) 古典には様々な種類の作品があることを知ること。

イ 言葉の特徴やきまりに関する事項

(ア) 音声の働きや仕組みについて関心をもち、理解を深めること。

(イ) 語句の辞書的な意味と文脈上の意味との関係に注意し、語感を磨くこと。

(ウ) 事象や行為などを表す多様な語句について理解を深めるとともに、話や文章の中の語彙について関心をもつこと。

(エ) 単語の類別について理解し、指示語や接続詞及びこれらと同じような働きをもつ語句などに注意すること。

(オ) 比喩や反復などの表現の技法について理解すること。

ウ 漢字に関する事項

(ア) 小学校学習指導要領第2章第1節国語の学年別漢字配当表（以下「学年別漢字配当表」という。）に示されている漢字に加え、その他の常用漢字のうち300字程度から400字程度までの漢字を読むこと。

(イ) 学年別漢字配当表の漢字のうち900字程度の漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 字形を整え、文字の大きさ、配列などについて理解して、楷書で書

かい

くこと。

イ 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書くこと。

〔第2学年〕

1 目標

- (1) 目的や場面に応じ、社会生活にかかわることなどについて立場や考えの違いを踏まえて話す能力、考えを比べながら聞く能力、相手の立場を尊重して話し合う能力を身に付けさせるとともに、話したり聞いたりして考えを広げようとする態度を育てる。
- (2) 目的や意図に応じ、社会生活にかかわることなどについて、構成を工夫して分かりやすく書く能力を身に付けさせるとともに、文章を書いて考えを広げようとする態度を育てる。
- (3) 目的や意図に応じ、文章の内容や表現の仕方に注意して読む能力、広い範囲から情報を集め効果的に活用する能力を身に付けさせるとともに、読書を生活に役立てようとする態度を育てる。

2 内容

A 話すこと・聞くこと

- (1) 話すこと・聞くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
 - ア 社会生活の中から話題を決め、話したり話し合ったりするための材料を多様な方法で集め整理すること。
 - イ 異なる立場や考えを想定して自分の考えをまとめ、話の中心的な部分と付加的な部分などに注意し、論理的な構成や展開を考えて話すこと。
 - ウ 目的や状況に応じて、資料や機器などを効果的に活用して話すこと。
 - エ 話の論理的な構成や展開などに注意して聞き、自分の考えと比較すること。
 - オ 相手の立場や考え方を尊重し、目的に沿って話し合い、互いの発言を検討して自分の考えを広げること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

- ア 調べて分かったことや考えたことなどに基づいて説明や発表をしたり、それらを聞いて意見を述べたりすること。
- イ 社会生活の中の話題について、司会や提案者などを立てて討論を行うこと。

B 書くこと

- (1) 書くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
- ア 社会生活の中から課題を決め、多様な方法で材料を集めながら自分の考えをまとめること。
 - イ 自分の立場及び伝えたい事実や事柄を明確にして、文章の構成を工夫すること。
 - ウ 事実や事柄、意見や心情が相手に効果的に伝わるように、説明や具体例を加えたり、描写を工夫したりして書くこと。
 - エ 書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係などに注意して、読みやすく分かりやすい文章にすること。
 - オ 書いた文章を互いに読み合い、文章の構成や材料の活用の仕方などについて意見を述べたり助言をしたりして、自分の考えを広げること。
- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
- ア 表現の仕方を工夫して、詩歌をつくったり物語などを書いたりすること。
 - イ 多様な考えができる事柄について、立場を決めて意見を述べる文章を書くこと。
 - ウ 社会生活に必要な手紙を書くこと。

C 読むこと

- (1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
- ア 抽象的な概念を表す語句や心情を表す語句などに注意して読むこと。
 - イ 文章全体と部分との関係、例示や描写の効果、登場人物の言動の意味などを考え、内容の理解に役立てること。
 - ウ 文章の構成や展開、表現の仕方について、根拠を明確にして自分の考えをまとめること。
 - エ 文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつこと。
 - オ 多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。
- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。
- ア 詩歌や物語などを読み、内容や表現の仕方について感想を交流すること。

イ 説明や評論などの文章を読み、内容や表現の仕方について自分の考えを述べること。

ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。

[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

(1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ア 伝統的な言語文化に関する事項

(ア) 作品の特徴を生かして朗読するなどして、古典の世界を楽しむこと。

(イ) 古典に表れたものの見方や考え方触れ、登場人物や作者の思いなどを想像すること。

イ 言葉の特徴やきまりに関する事項

(ア) 話し言葉と書き言葉との違い、共通語と方言の果たす役割、敬語の働きなどについて理解すること。

(イ) 抽象的な概念を表す語句、類義語と対義語、同音異義語や多義的な意味を表す語句などについて理解し、語感を磨き語彙を豊かにすること。

(ウ) 文の中の文の成分の順序や照応、文の構成などについて考えること。

(エ) 単語の活用について理解し、助詞や助動詞などの働きに注意すること。

(オ) 相手や目的に応じて、話や文章の形態や展開に違いがあることを理解すること。

ウ 漢字に関する事項

(ア) 第1学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字のうち350字程度から450字程度までの漢字を読むこと。

(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字を書き、文や文章の中で使うこと。

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して、読みやすく速く書くこと。

イ 目的や必要に応じて、楷書又は行書を選んで書くこと。

[第3学年]

1 目 標

- (1) 目的や場面に応じ、社会生活にかかわることなどについて相手や場に応じて話す能力、表現の工夫を評価して聞く能力、課題の解決に向けて話し合う能力を身に付けさせるとともに、話したり聞いたりして考えを深めようとする態度を育てる。
- (2) 目的や意図に応じ、社会生活にかかわることなどについて、論理の展開を工夫して書く能力を身に付けさせるとともに、文章を書いて考えを深めようとする態度を育てる。
- (3) 目的や意図に応じ、文章の展開や表現の仕方などを評価しながら読む能力を身に付けさせるとともに、読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。

2 内 容

A 話すこと・聞くこと

- (1) 話すこと・聞くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
 - ア 社会生活の中から話題を決め、自分の経験や知識を整理して考えをまとめ、語句や文を効果的に使い、資料などを活用して説得力のある話をすること。
 - イ 場の状況や相手の様子に応じて話すとともに、敬語を適切に使うこと。
 - ウ 聞き取った内容や表現の仕方を評価して、自分のものの見方や考え方を深めたり、表現に生かしたりすること。
 - エ 話合いが効果的に展開するように進行の仕方を工夫し、課題の解決に向けて互いの考えを生かし合うこと。
- (2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

- ア 時間や場の条件に合わせてスピーチをしたり、それを聞いて自分の表現の参考にしたりすること。
- イ 社会生活の中の話題について、相手を説得するために意見を述べ合うこと。

B 書くこと

- (1) 書くことの能力を育成するため、次の事項について指導する。
 - ア 社会生活の中から課題を決め、取材を繰り返しながら自分の考えを深めるとともに、文章の形態を選択して適切な構成を工夫すること。
 - イ 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用するなどして、説得力のあ

る文章を書くこと。

ウ 書いた文章を読み返し、文章全体を整えること。

エ 書いた文章を互いに読み合い、論理の展開の仕方や表現の仕方などについて評価して自分の表現に役立てるとともに、ものの見方や考え方を深めること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 関心のある事柄について批評する文章を書くこと。

イ 目的に応じて様々な文章などを集め、工夫して編集すること。

C 読むこと

(1) 読むことの能力を育成するため、次の事項について指導する。

ア 文脈の中における語句の効果的な使い方など、表現上の工夫に注意して読むこと。

イ 文章の論理の展開の仕方、場面や登場人物の設定の仕方をとらえ、内容の理解に役立てること。

ウ 文章を読み比べるなどして、構成や展開、表現の仕方について評価すること。

エ 文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと。

オ 目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること。

(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ア 物語や小説などを読んで批評すること。

イ 論説や報道などに盛り込まれた情報を比較して読むこと。

ウ 自分の読書生活を振り返り、本の選び方や読み方について考えること。

[伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項]

(1) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。

ア 伝統的な言語文化に関する事項

(ア) 歴史的背景などに注意して古典を読み、その世界に親しむこと。

(イ) 古典の一節を引用するなどして、古典に関する簡単な文章を書くこと。

イ 言葉の特徴やきまりに関する事項

(ア) 時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いを理解するとともに、敬語を社会生活の中で適切に使うこと。

(イ) 慣用句・四字熟語などに関する知識を広げ、和語・漢語・外来語などの使い分けに注意し、語感を磨き語彙を豊かにすること。

ウ 漢字に関する事項

(ア) 第2学年までに学習した常用漢字に加え、その他の常用漢字の大体を読むこと。

(イ) 学年別漢字配当表に示されている漢字について、文や文章の中で使い慣れること。

(2) 書写に関する次の事項について指導する。

ア 身の回りの多様な文字に関心をもち、効果的に文字を書くこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 第2の各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年の前後の学年で取り上げることもできること。

(2) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

(3) 第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間15～25単位時間程度、第3学年では年間10～20単位時間程度とすること。また、音声言語のための教材を積極的に活用するなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

(4) 第2の各学年の内容の「B書くこと」の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間30～40単位時間程度、第3学年では年間20～30単位時間程度とすること。

(5) 第2の各学年の内容の「C読むこと」に関する指導については、様々な文章を読んで、自分の表現に役立てられるようにすること。

(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の各学年の内容の〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に

については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項] の(1)に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ア 知識をまとめて指導したり、繰り返して指導したりすることが必要なものについては、特にそれだけを取り上げて学習させることにも配慮すること。

イ 言葉の特徴やきまりに関する事項については、日常の言語活動を振り返り、言葉の特徴やきまりについて気付かせ、言語生活の向上に役立てることを重視すること。

(2) [伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項] の(2)に示す事項については、次のとおり取り扱うこと。

ア 文字を正しく整えて速く書くことができるようになるとともに、書写の能力を学習や生活に役立てる態度を育てるよう配慮すること。

イ 硬筆及び毛筆を使用する書写の指導は各学年で行い、毛筆を使用する書写の指導は硬筆による書写の能力の基礎を養うようにすること。

ウ 書写の指導に配当する授業時数は、第1学年及び第2学年では年間20単位時間程度、第3学年では年間10単位時間程度とすること。

3 教材については、次の事項に留意するものとする。

(1) 教材は、話すこと・聞くことの能力、書くことの能力、読むことの能力などを偏りなく養うことや読書に親しむ態度の育成をねらいとし、生徒の発達の段階に即して適切な話題や題材を精選して調和的に取り上げること。また、第2の各学年の内容の「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」及び「C読むこと」のそれぞれの(2)に掲げる言語活動が十分行われるよう教材を選定すること。

(2) 教材は、次のような観点に配慮して取り上げること。

ア 国語に対する認識を深め、国語を尊重する態度を育てるのに役立つこと。

イ 伝え合う力、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにするのに役立つこと。

ウ 公正かつ適切に判断する能力や創造的精神を養うのに役立つこと。

エ 科学的、論理的な見方や考え方を養い、視野を広げるのに役立つこと。

オ 人生について考えを深め、豊かな人間性を養い、たくましく生きる意志を育てるのに役立つこと。

カ 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。

キ 我が国の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それらを尊重する態

度を育てるのに役立つこと。

ク 広い視野から国際理解を深め、日本人としての自覚をもち、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

- (3) 第2の各学年の内容の「C読むこと」の教材については、各学年で説明的な文章や文学的な文章などの文章形態を調和的に取り扱うこと。
- (4) 我が国の言語文化に親しむことができるよう、近代以降の代表的な作家の作品を、いずれかの学年で取り上げること。
- (5) 古典に関する教材については、古典の原文に加え、古典の現代語訳、古典について解説した文章などを取り上げること。

第2節 社会

第1 目標

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔地理的分野〕

1 目標

- (1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。
- (2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。
- (3) 大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。
- (4) 地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。

2 内容

- (1) 世界の様々な地域

ア 世界の地域構成

地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。

イ 世界各地の人々の生活と環境

世界各地における人々の生活の様子とその変容について、自然及び社

会的条件と関連付けて考察させ、世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。

ウ 世界の諸地域

世界の諸地域について、以下の(ア)から(カ)の各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる。

- (ア) アジア
- (イ) ヨーロッパ
- (ウ) アフリカ
- (エ) 北アメリカ
- (オ) 南アメリカ
- (カ) オセアニア

エ 世界の様々な地域の調査

世界の諸地域に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる。

(2) 日本の様々な地域

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

(イ) 人口

世界的視野から日本の人口と人口密度、少子高齢化の課題を理解させるとともに、国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる。

(ウ) 資源・エネルギーと産業

世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。

(エ) 地域間の結び付き

世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(イ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中心とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中心として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

(イ) 歴史的背景を中心とした考察

地域の産業、文化の歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を中心として、それを国内外の他地域との結び付きや自然環境などと関連付け、地域の地理的事象の形成や特色に歴史的背景がかかわっていることなどについて考える。

(ウ) 産業を中心とした考察

地域の農業や工業などの産業に関する特色ある事象を中心として、それを成立させている地理的諸条件と関連付け、地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える。

(エ) 環境問題や環境保全を中心とした考察

地域の環境問題や環境保全の取組を中心として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。

(オ) 人口や都市・村落を中心とした考察

地域の人口の分布や動態、都市・村落の立地や機能に関する特色ある事象を中心として、それを人々の生活や産業などと関連付け、過疎・過密問題の解決が地域の課題となっていることなどについて考える。

(カ) 生活・文化を中心とした考察

地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中心として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える。

(キ) 他地域との結び付きを中心とした考察

地域の交通・通信網に関する特色ある事象を中心として、それを物資や人々の移動の特色や変化などと関連付け、世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱うものとする。

(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的な見方や考え方及び地図の読図や作図、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。

また、地域に関する情報の収集、処理に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するなどの工夫をすること。

イ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。

ウ 地域の特色や変化をとらえるに当たっては、歴史的分野との連携を踏まえ、歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。

エ 地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には、地域的特色をとらえる上で必要な範囲にとどめること。

(3) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、学習全体を通して、大まかに世界地図を描けるようにすること。

イ イについては、世界各地の人々の生活の様子を考察するに当たって、

衣食住の特色や、生活と宗教とのかかわりなどに着目させるようすること。その際、世界の主な宗教の分布について理解させるようすること。

ウ ウについては、州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ、その上で主題を設けて地域的特色を理解させるようすること。その際、主題については、州の地域的特色が明確となり、かつ我が国の国土の認識を深める上で効果的であるという観点から設定すること。また、州ごとに異なるものとなるようすること。

エ エについては、様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。

(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。

(イ) 日本の地域区分を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかに都道府県庁所在地名も取り上げること。

(ウ) 学習全体を通して、大まかに日本地図を描けるようにすること。

イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。

ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めるここと。

(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中心として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようすること。

(ウ) (ア)から(エ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。

エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明した

り、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。

〔歴史的分野〕

1 目 標

- (1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。
- (2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。
- (3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに关心をもたせ、国際協調の精神を養う。
- (4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 歴史のとらえ方

ア 我が国歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動を通して、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させる。

イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への关心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。

ウ 学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。

(2) 古代までの日本

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかか

わりなどを通して、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。

イ 律令^{りつりょう}国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

(3) 中世の日本

ア 鎌倉幕府^{かまくら}の成立、南北朝の争乱と室町幕府、東アジアの国際関係、応仁の乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとともに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる。

イ 農業など諸産業の発達、畿内^{きない}を中心とした都市や農村における自動的な仕組みの成立、禪宗の文化的な影響などを通して、武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解させる。

(4) 近世の日本

ア 戦国の動乱、ヨーロッパ人来航の背景とその影響、織田・豊臣による統一事業とその当時の対外関係、武将や豪商などの生活文化の展開などを通して、近世社会の基礎がつくられていったことを理解させる。

イ 江戸幕府の成立と大名統制、鎖国政策、身分制度の確立及び農村の様子、鎖国下の対外関係などを通して、江戸幕府の政治の特色を考えさせ、幕府と藩による支配が確立したことを理解させる。

ウ 産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを通して、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。

エ 社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを通して、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解させる。

(5) 近代の日本と世界

ア 欧米諸国における市民革命や産業革命、アジア諸国の動きなどを通して、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解させる。

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

ウ 自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、^{にっしん}日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。

エ 我が国の産業革命、この時期の国民生活の変化、学問・教育・科学・芸術の発展などを通して、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを理解させる。

オ 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。

カ 経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の中政・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。

(6) 現代の日本と世界

ア 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。

イ 高度経済成長、国際社会とのかかわり、冷戦の終結などを通して、我が国の経済や科学技術が急速に発展して国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の発達の段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換にかかる基礎的・基本的な歴史的事象を重点的に選んで指導内容を構成すること。

イ 歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。

ウ 各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせるようにすること。

エ 歴史的事象の指導に当たっては、地理的分野との連携を踏まえ、地理的条件にも着目して取り扱うよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。

オ 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する生徒の興味・関心を育てる指導に努めるとともに、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させようすること。その際、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることにも留意すること。

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようすること。

(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動の仕方を工夫して、「時代の区分やその移り変わり」に気付かせるようにすること。「年代の表し方や時代区分」の学習については、導入における学習内容を基盤にし、内容の(2)以下とかかわらせて継続的・計画的に進めること。

イ イについては、内容の(2)以下とかかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。

ウ ウについては、内容の(2)以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則とすること。その際、各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成した上で、他の時代との共通点や相違点に着目しながら、大観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとらえさせること。

エ ア、イ及びウについては、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「世界の古代文明」については、中国の文明を中心に諸文明の特色を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色に気付かせること。また、人類の出現にも触れること。「宗教のおこり」については、仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、世界の文明地域との重なりに気付かせること。「日本列島における農耕の広まりと生活の変化」については、狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していくことに気付かせること。「大和朝廷による統一と東アジア

とのかかわり」については、古墳の広まりにも触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国社会に果たした役割に気付かせるようすること。

イ イの「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の革新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせること。

ウ ウについては、文化を担った人々などに着目して取り扱うようすること。

エ 考古学などの成果を活用するとともに、神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「東アジアの国際関係」については、元寇、日明貿易、琉球の国際的な役割などを取り扱うようすること。「武家政治の特色」については、主従の結び付きや武力を背景にして次第にその支配を広げていったことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。

イ イの「武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化」については、この時代の文化の中に現在に結び付くものがみられることに気付かせること。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「ヨーロッパ人来航の背景」については、新航路の開拓を中心を取り扱い、宗教改革についても触れること。「織田・豊臣による統一事業」については、検地・刀狩などの政策を取り扱うようすること。

イ イの「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようすること。「江戸幕府の政治の特色」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせること。

ウ ウの「産業や交通の発達」については、身近な地域の特色を生かすようすること。「各地方の生活文化」については、身近な地域の事例を取り上げるように配慮し、藩校や寺子屋などによる「教育の普及」や社会的な「文化の広がり」と関連させて、現在との結び付きに気付かせること。

エ エの「幕府の政治改革」については、百姓一揆などに結び付く農村の変化や商業の発達などへの対応という観点から、代表的な事例を取り上

げるようすること。

(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、「産業革命」については工業化による社会の変化という観点から、「アジア諸国の動き」については欧米諸国の進出に対するアジア諸国の対応と変容という観点から、それぞれ代表的な事例を取り上げること。

イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廃藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。「新政府による改革の特色」については、欧米諸国とのかかわりや社会の近代化など、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。「明治維新」については、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していく政府や人々の努力に気付かせるようにすること。

ウ ウの「日清・日露戦争」については、このころの大陸との関係に着目されること。「条約改正」については、欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力に気付かせるようにすること。「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」については、その歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること。

エ エの「我が国の産業革命」については、イの「富国強兵・殖産興業政策」の下で近代産業が進展したことと関連させて取り扱い、都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じたことに気付かせるようにすること。「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであることに気付かせること。

オ オの「第一次世界大戦」については、日本の参戦、ロシア革命なども取り上げて、世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うようにすること。「我が国の国民の政治的自覚の高まり」については、大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義思想の普及、社会運動の展開を取り扱うようにすること。

カ カについては、世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うとともに、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせること。

(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力した

ことに気付かせるようにすること。「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については、新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせようすること。

イ イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようすること。

[公民的分野]

1 目 標

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。
- (3) 国際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。
- (4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 私たちと現代社会

ア 私たちが生きる現代社会と文化

現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などがみられるなどを理解させるとともに、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていていることに気付かせる。また、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に関心をもたせ、文化の継承と創造の意義に気付かせる。

イ 現代社会をとらえる見方や考え方

人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを

守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。

(2) 私たちと経済

ア 市場の働きと経済

身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

イ 民主政治と政治参加

地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考

えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。

(4) 私たちと国際社会の諸課題

ア 世界平和と人類の福祉の増大

世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。

イ よりよい社会を目指して

持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり発展することにする。また、社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できること。

イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して政治や経済などについての見方や考え方の基礎が養えるようにすること。その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせること。

ウ 分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考えさせる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫すること。

(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 地理的分野、歴史的分野との関連を図り、現代社会の特色をとらえ

させるようすること。

(イ) 「現代社会における文化の意義や影響」については、科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活とのかかわりなどについて学習できるように工夫すること。「我が国の伝統と文化」については、歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと。

ア イ (1)については公民的分野の導入部として位置付け、ア、イの順で行うものとし、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。

イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。

イ イについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。

(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。

(ア) 地理的分野、歴史的分野との関連を図り、その学習の成果を生かす工夫を行うこと。

(イ) 「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。

(ウ) 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。

(エ) 国際社会における文化や宗教の多様性についても触れること。

イ イについては、次のとおり取り扱うものとすること。

- (ア) 身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目させ、世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること。
- (イ) イについては、社会科のまとめとして位置付け、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。
 - (2) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第3学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野120単位時間、歴史的分野130単位時間、公民的分野100単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。
 - (3) 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。また、生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして、適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすること。
 - (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、地図や年表を読みかつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際、情報モラルの指導にも配慮するものとする。

3 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

第3節 数 学

第1 目 標

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目 標

- (1) 数を正の数と負の数まで拡張し、数の概念についての理解を深める。また、文字を用いることや方程式の必要性と意味を理解するとともに、数量の関係や法則などを一般的にかつ簡潔に表現して処理したり、一元一次方程式を用いたりする能力を培う。
- (2) 平面図形や空間図形についての観察、操作や実験などの活動を通して、図形に対する直観的な見方や考え方を深めるとともに、論理的に考察し表現する能力を培う。
- (3) 具体的な事象を調べることを通して、比例、反比例についての理解を深めるとともに、関数関係を見いだし表現し考察する能力を培う。
- (4) 目的に応じて資料を収集して整理し、その資料の傾向を読み取る能力を培う。

2 内 容

A 数と式

- (1) 具体的な場面を通して正の数と負の数について理解し、その四則計算ができるようになるとともに、正の数と負の数を用いて表現し考察することができるようとする。
ア 正の数と負の数の必要性と意味を理解すること。
イ 小学校で学習した数の四則計算と関連付けて、正の数と負の数の四則計算の意味を理解すること。
ウ 正の数と負の数の四則計算をすること。
エ 具体的な場面で正の数と負の数を用いて表したり処理したりすること。

(2) 文字を用いて数量の関係や法則などを式に表現したり式の意味を読み取ったりする能力を培うとともに、文字を用いた式の計算ができるようになる。

- ア 文字を用いることの必要性と意味を理解すること。
- イ 文字を用いた式における乗法と除法の表し方を知ること。
- ウ 簡単な一次式の加法と減法の計算をすること。
- エ 数量の関係や法則などを文字を用いた式に表すことができることを理解し、式を用いて表したり読み取ったりすること。

(3) 方程式について理解し、一元一次方程式を用いて考察することができるようになる。

- ア 方程式の必要性と意味及び方程式の中の文字や解の意味を理解すること。
- イ 等式の性質を基にして、方程式が解けることを知ること。
- ウ 簡単な一元一次方程式を解くこと及びそれを具体的な場面で活用すること。

[用語・記号]

自然数 符号 絶対値 項 係数 移項 \leq \geq

B 図形

(1) 観察、操作や実験などの活動を通して、見通しをもって作図したり図形の関係について調べたりして平面図形についての理解を深めるとともに、論理的に考察し表現する能力を培う。

- ア 角の二等分線、線分の垂直二等分線、垂線などの基本的な作図の方法を理解し、それを具体的な場面で活用すること。
- イ 平行移動、対称移動及び回転移動について理解し、二つの図形の関係について調べること。

(2) 観察、操作や実験などの活動を通して、空間図形についての理解を深めるとともに、図形の計量についての能力を伸ばす。

- ア 空間における直線や平面の位置関係を知ること。
- イ 空間図形を直線や平面図形の運動によって構成されるものととらえたり、空間図形を平面上に表現して平面上の表現から空間図形の性質を読み取ったりすること。
- ウ 扇形の弧の長さと面積並びに基本的な柱体、錐体及び球の表面積と体積を求める事。

[用語・記号]

弧 弦 回転体 ねじれの位置 π // \perp \angle \triangle

C 関 数

- (1) 具体的な事象の中から二つの数量を取り出し、それらの変化や対応を調べることを通して、比例、反比例の関係についての理解を深めるとともに、関数関係を見いだし表現し考察する能力を培う。
- ア 関数関係の意味を理解すること。
イ 比例、反比例の意味を理解すること。
ウ 座標の意味を理解すること。
エ 比例、反比例を表、式、グラフなどで表し、それらの特徴を理解すること。
オ 比例、反比例を用いて具体的な事象をとらえ説明すること。

[用語・記号]

関数 変数 変域

D 資料の活用

- (1) 目的に応じて資料を収集し、コンピュータを用いたりするなどして表やグラフに整理し、代表値や資料の散らばりに着目してその資料の傾向を読み取ることができるようとする。
- ア ヒストグラムや代表値の必要性と意味を理解すること。
イ ヒストグラムや代表値を用いて資料の傾向をとらえ説明すること。

[用語・記号]

平均値 中央値 最頻値 相対度数 範囲 階級

[数学的活動]

- (1) 「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。
- ア 既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだす活動
イ 日常生活で数学を利用する活動
ウ 数学的な表現を用いて、自分なりに説明し伝え合う活動

3 内容の取扱い

- (1) 内容の「A数と式」の(1)に関連して、数の集合と四則計算の可能性を取り扱うものとする。
- (2) 内容の「A数と式」の(2)のエに関連して、大小関係を不等式を用いて表すことを取り扱うものとする。
- (3) 内容の「A数と式」の(3)のウに関連して、簡単な比例式を解くことを取り扱うものとする。
- (4) 内容の「B図形」の(1)のアに関連して、円の接線はその接点を通る半

径に垂直であることを取り扱うものとする。

- (5) 内容の「B図形」の(2)のイについては、見取図、展開図や投影図を取り扱うものとする。
- (6) 内容の「D資料の活用」の(1)に関連して、誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現を取り扱うものとする。

〔第2学年〕

1 目 標

- (1) 文字を用いた式について、目的に応じて計算したり変形したりする能力を養うとともに、連立二元一次方程式について理解し用いる能力を培う。
- (2) 基本的な平面図形の性質について、観察、操作や実験などの活動を通して理解を深めるとともに、図形の性質の考察における数学的な推論の必要性と意味及びその方法を理解し、論理的に考察し表現する能力を養う。
- (3) 具体的な事象を調べることを通して、一次関数について理解するとともに、関数関係を見いだし表現し考察する能力を養う。
- (4) 不確定な事象を調べることを通して、確率について理解し用いる能力を培う。

2 内 容

A 数と式

- (1) 具体的な事象の中に数量の関係を見いだし、それを文字を用いて式に表現したり式の意味を読み取ったりする能力を養うとともに、文字を用いた式の四則計算ができるようとする。
 - ア 簡単な整式の加法、減法及び単項式の乗法、除法の計算をすること。
 - イ 文字を用いた式で数量及び数量の関係をとらえ説明できることを理解すること。
 - ウ 目的に応じて、簡単な式を変形すること。
- (2) 連立二元一次方程式について理解し、それを用いて考察することができるようとする。
 - ア 二元一次方程式とその解の意味を理解すること。
 - イ 連立二元一次方程式の必要性と意味及びその解の意味を理解すること。
 - ウ 簡単な連立二元一次方程式を解くこと及びそれを具体的な場面で活用すること。

〔用語・記号〕

同類項

B 図 形

- (1) 観察、操作や実験などの活動を通して、基本的な平面図形の性質を見いだし、平行線の性質を基にしてそれらを確かめることができるようにする。
- ア 平行線や角の性質を理解し、それに基づいて図形の性質を確かめ説明すること。
- イ 平行線の性質や三角形の角についての性質を基にして、多角形の角についての性質が見いだせることを知ること。
- (2) 図形の合同について理解し図形についての見方を深めるとともに、図形の性質を三角形の合同条件などを基にして確かめ、論理的に考察し表現する能力を養う。
- ア 平面図形の合同の意味及び三角形の合同条件について理解すること。
- イ 証明の必要性と意味及びその方法について理解すること。
- ウ 三角形の合同条件などを基にして三角形や平行四辺形の基本的な性質を論理的に確かめたり、図形の性質の証明を読んで新たな性質を見いだしたりすること。

〔用語・記号〕

対頂角 内角 外角 定義 証明 逆 ≡

C 関 数

- (1) 具体的な事象の中から二つの数量を取り出し、それらの変化や対応を調べることを通して、一次関数について理解するとともに、関数関係を見いだし表現し考察する能力を養う。
- ア 事象の中には一次関数としてとらえられるものがあることを知ること。
- イ 一次関数について、表、式、グラフを相互に関連付けて理解すること。
- ウ 二元一次方程式を関数を表す式とみること。
- エ 一次関数を用いて具体的な事象をとらえ説明すること。

〔用語・記号〕

変化の割合 傾き

D 資料の活用

- (1) 不確定な事象についての観察や実験などの活動を通して、確率について理解し、それを用いて考察し表現することができるようとする。
- ア 確率の必要性と意味を理解し、簡単な場合について確率を求めるこ

と。

イ 確率を用いて不確定な事象をとらえ説明すること。

[数学的活動]

(1) 「A数と式」, 「B図形」, 「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において, 次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。

ア 既習の数学を基にして, 数や図形の性質などを見いだし, 発展させる活動

イ 日常生活や社会で数学を利用する活動

ウ 数学的な表現を用いて, 根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動

3 内容の取扱い

(1) 内容の「B図形」の(2)のウに関連して, 正方形, ひし形, 長方形が平行四辺形の特別な形であることを取り扱うものとする。

[第3学年]

1 目標

(1) 数の平方根について理解し, 数の概念についての理解を深める。また, 目的に応じて計算したり式を変形したりする能力を伸ばすとともに, 二次方程式について理解し用いる能力を培う。

(2) 図形の相似, 円周角と中心角の関係や三平方の定理について, 観察, 操作や実験などの活動を通して理解し, それらを図形の性質の考察や計量に用いる能力を伸ばすとともに, 図形について見通しをもって論理的に考察し表現する能力を伸ばす。

(3) 具体的な事象を調べることを通して, 関数 $y=ax^2$ について理解するとともに, 関数関係を見いだし表現し考察する能力を伸ばす。

(4) 母集団から標本を取り出し, その傾向を調べることで, 母集団の傾向を読み取る能力を培う。

2 内容

A 数と式

(1) 正の数の平方根について理解し, それを用いて表現し考察することができるようとする。

ア 数の平方根の必要性と意味を理解すること。

イ 数の平方根を含む簡単な式の計算をすること。

ウ 具体的な場面で数の平方根を用いて表したり処理したりすること。

(2) 文字を用いた簡単な多項式について、式の展開や因数分解ができるようになるとともに、目的に応じて式を変形したりその意味を読み取ったりする能力を伸ばす。

ア 単項式と多項式の乗法及び多項式を単項式で割る除法の計算をすること。

イ 簡単な一次式の乗法の計算及び次の公式を用いる簡単な式の展開や因数分解をすること。

$$(a + b)^2 = a^2 + 2ab + b^2$$

$$(a - b)^2 = a^2 - 2ab + b^2$$

$$(a + b)(a - b) = a^2 - b^2$$

$$(x + a)(x + b) = x^2 + (a + b)x + ab$$

ウ 文字を用いた式で数量及び数量の関係をとらえ説明すること。

(3) 二次方程式について理解し、それを用いて考察することができるようになる。

ア 二次方程式の必要性と意味及びその解の意味を理解すること。

イ 因数分解したり平方の形に変形したりして二次方程式を解くこと。

ウ 解の公式を知り、それを用いて二次方程式を解くこと。

エ 二次方程式を具体的な場面で活用すること。

[用語・記号]

根号 有理数 無理数 因数 $\sqrt{}$

B 図 形

(1) 図形の性質を三角形の相似条件などを基にして確かめ、論理的に考察し表現する能力を伸ばし、相似な図形の性質を用いて考察することができるようになる。

ア 平面図形の相似の意味及び三角形の相似条件について理解すること。

イ 三角形の相似条件などを基にして図形の基本的な性質を論理的に確かめること。

ウ 平行線と線分の比についての性質を見いだし、それらを確かめること。

エ 基本的な立体の相似の意味と、相似な図形の相似比と面積比及び体積比の関係について理解すること。

オ 相似な図形の性質を具体的な場面で活用すること。

(2) 観察、操作や実験などの活動を通して、円周角と中心角の関係を見いだして理解し、それを用いて考察することができるようになる。

ア 円周角と中心角の関係の意味を理解し、それが証明できることを知ること。

イ 円周角と中心角の関係を具体的な場面で活用すること。

(3) 観察、操作や実験などの活動を通して、三平方の定理を見いだしして理解し、それを用いて考察することができるようとする。

ア 三平方の定理の意味を理解し、それが証明できることを知ること。

イ 三平方の定理を具体的な場面で活用すること。

[用語・記号]

∞

C 関数

(1) 具体的な事象の中から二つの数量を取り出し、それらの変化や対応を調べることを通して、関数 $y=ax^2$ について理解するとともに、関数関係を見いだし表現し考察する能力を伸ばす。

ア 事象の中には関数 $y=ax^2$ としてとらえられるものがあることを知ること。

イ 関数 $y=ax^2$ について、表、式、グラフを相互に関連付けて理解すること。

ウ 関数 $y=ax^2$ を用いて具体的な事象をとらえ説明すること。

エ いろいろな事象の中に、関数関係があることを理解すること。

D 資料の活用

(1) コンピュータを用いたりするなどして、母集団から標本を取り出し、標本の傾向を調べることで、母集団の傾向が読み取れることを理解できるようとする。

ア 標本調査の必要性と意味を理解すること。

イ 簡単な場合について標本調査を行い、母集団の傾向をとらえ説明すること。

[用語・記号]

全数調査

[数学的活動]

(1) 「A数と式」、「B図形」、「C関数」及び「D資料の活用」の学習やそれらを相互に関連付けた学習において、次のような数学的活動に取り組む機会を設けるものとする。

ア 既習の数学を基にして、数や図形の性質などを見いだし、発展させる活動

イ 日常生活や社会で数学を利用する活動

ウ 数学的な表現を用いて、根拠を明らかにし筋道立てて説明し伝え合う活動

3 内容の取扱い

- (1) 内容の「A数と式」の(2)などに関連して、自然数を素因数に分解することを取り扱うものとする。
- (2) 内容の「A数と式」の(3)については、実数の解をもつ二次方程式を取り扱うものとする。
- (3) 内容の「A数と式」の(3)のイについては、 $ax^2 = b$ (a, b は有理数) の二次方程式及び $x^2 + px + q = 0$ (p, q は整数) の二次方程式を取り扱うものとする。因数分解して解くことの指導においては、内容の「A数と式」の(2)のイに示した公式を用いることができるものを中心に取り扱うものとする。また、平方の形に変形して解くことの指導においては、 x の係数が偶数であるものを中心に取り扱うものとする。
- (4) 内容の「B図形」の(2)に関連して、円周角の定理の逆を取り扱うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学年の目標の達成に支障のない範囲内で、当該学年の内容の一部を軽く取り扱い、それを後の学年で指導することができる。また、学年の目標を逸脱しない範囲内で、後の学年の内容の一部を加えて指導することもできる。
- (2) 生徒の学習を確実なものにするために、新たな内容を指導する際には、既に指導した関連する内容を意図的に再度取り上げ、学び直しの機会を設定することに配慮するものとする。
- (3) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、数学科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学年の内容に示す〔用語・記号〕は、当該学年で取り扱う内容の程度や範囲を明確にするために示したものであり、その指導に当たっては、各学年の内容と密接に関連させて取り上げるよう配慮するものとする。
- (2) 各領域の指導に当たっては、必要に応じ、そろばん、電卓、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切に活用し、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。特に、数値計算にかかわる内容の指導や、観察、操

作や実験などの活動を通した指導を行う際にはこのことに配慮するものとする。

- 3 数学的活動の指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 数学的活動を楽しめるようにするとともに、数学を学習することの意義や数学の必要性などを実感する機会を設けること。
 - (2) 自ら課題を見いだし、解決するための構想を立て、実践し、その結果を評価・改善する機会を設けること。
 - (3) 数学的活動の過程を振り返り、レポートにまとめ発表することなどを通して、その成果を共有する機会を設けること。
- 4 課題学習とは、生徒の数学的活動への取組を促し思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、各領域の内容を総合したり日常の事象や他教科等での学習に関連付けたりするなどして見いだした課題を解決する学習であり、この実施に当たっては各学年で指導計画に適切に位置付けるものとする。

第4節 理 科

第1 目 標

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

第2 各分野の目標及び内容

〔第1分野〕

1 目 標

- (1) 物質やエネルギーに関する事物・現象に進んでかかわり、その中に問題を見いだし意欲的に探究する活動を通して、規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。
- (2) 物理的な事物・現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、身近な物理現象、電流とその利用、運動とエネルギーなどについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (3) 化学的な事物・現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、身の回りの物質、化学変化と原子・分子、化学変化とイオンなどについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (4) 物質やエネルギーに関する事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め、科学的に考える態度を養うとともに、自然を総合的に見ることができるようにする。

2 内 容

(1) 身近な物理現象

身近な事物・現象についての観察、実験を通して、光や音の規則性、力の性質について理解させるとともに、これらの事物・現象を日常生活や社会と関連付けて科学的にみる見方や考え方を養う。

ア 光と音

(ア) 光の反射・屈折

光の反射や屈折の実験を行い、光が水やガラスなどの物質の境界面

で反射、屈折するときの規則性を見いだすこと。

(イ) 凸レンズの働き

凸レンズの働きについての実験を行い、物体の位置と像の位置及び像の大きさの関係を見いだすこと。

(ウ) 音の性質

音についての実験を行い、音はものが振動することによって生じ空気中などを伝わること及び音の高さや大きさは発音体の振動の仕方に関係することを見いだすこと。

イ 力と圧力

(ア) 力の働き

物体に力を働かせる実験を行い、物体に力が働くとその物体が変形したり動き始めたり、運動の様子が変わったりすることを見いだすとともに、力は大きさと向きによって表されることを知ること。

(イ) 圧力

圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだすこと。また、水圧や大気圧の実験を行い、その結果を水や空気の重さと関連付けてとらえること。

(2) 身の回りの物質

身の回りの物質についての観察、実験を通して、固体や液体、気体の性質、物質の状態変化について理解させるとともに、物質の性質や変化の調べ方の基礎を身に付けさせる。

ア 物質のすがた

(ア) 身の回りの物質とその性質

身の回りの物質の性質を様々な方法で調べ、物質には密度や加熱したときの変化など固有の性質と共通の性質があることを見いだすとともに、実験器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。

(イ) 気体の発生と性質

気体を発生させてその性質を調べる実験を行い、気体の種類による特性を見いだすとともに、気体を発生させる方法や捕集法などの技能を身に付けること。

イ 水溶液

(ア) 物質の溶解

物質が水に溶ける様子の観察を行い、水溶液の中では溶質が均一に分散していることを見いだすこと。

(イ) 溶解度と再結晶

水溶液から溶質を取り出す実験を行い、その結果を溶解度と関連付けてとらえること。

ウ 状態変化

(ア) 状態変化と熱

物質の状態変化についての観察、実験を行い、状態変化によって物質の体積は変化するが質量は変化しないことを見いだすこと。

(イ) 物質の融点と沸点

物質の状態が変化するときの温度の測定を行い、物質は融点や沸点を境に状態が変化することや沸点の違いによって物質の分離ができるを見いだすこと。

(3) 電流とその利用

電流回路についての観察、実験を通して、電流と電圧との関係及び電流の働きについて理解させるとともに、日常生活や社会と関連付けて電流と磁界についての初步的な見方や考え方を養う。

ア 電 流

(ア) 回路と電流・電圧

回路をつくり、回路の電流や電圧を測定する実験を行い、回路の各点を流れる電流や各部に加わる電圧についての規則性を見いだすこと。

(イ) 電流・電圧と抵抗

金属線に加わる電圧と電流を測定する実験を行い、電圧と電流の関係を見いだすとともに金属線には電気抵抗があることを見いだすこと。

(ウ) 電気とそのエネルギー

電流によって熱や光などを発生させる実験を行い、電流から熱や光などが取り出せること及び電力の違いによって発生する熱や光などの量に違いがあることを見いだすこと。

(エ) 静電気と電流

異なる物質同士をこすり合わせると静電気が起り、帯電した物体間では空間を隔てて力が働くこと及び静電気と電流は関係があることを見いだすこと。

イ 電流と磁界

(ア) 電流がつくる磁界

磁石や電流による磁界の観察を行い、磁界を磁力線で表すことを理解するとともに、コイルの回りに磁界ができるることを知ること。

(イ) 磁界中の電流が受ける力

磁石とコイルを用いた実験を行い、磁界中のコイルに電流を流すと力が働くことを見いだすこと。

(ウ) 電磁誘導と発電

磁石とコイルを用いた実験を行い、コイルや磁石を動かすことにより電流が得られることを見いだすこととともに、直流と交流の違いを理解すること。

(4) 化学変化と原子・分子

化学変化についての観察、実験を通して、化合、分解などにおける物質の変化やその量的な関係について理解させるとともに、これらの事物・現象を原子や分子のモデルと関連付けてみる見方や考え方を養う。

ア 物質の成り立ち

(ア) 物質の分解

物質を分解する実験を行い、分解して生成した物質から元の物質の成分が推定できることを見いだすこと。

(イ) 原子・分子

物質は原子や分子からできていることを理解し、原子は記号で表されることを知ること。

イ 化学変化

(ア) 化合

2種類の物質を化合させる実験を行い、反応前とは異なる物質が生成することを見いだすこととともに、化学変化は原子や分子のモデルで説明できること、化合物の組成は化学式で表されること及び化学変化は化学反応式で表されることを理解すること。

(イ) 酸化と還元

酸化や還元の実験を行い、酸化や還元が酸素の関係する反応であることを見いだすこと。

(ウ) 化学変化と熱

化学変化によって熱を取り出す実験を行い、化学変化には熱の出入りが伴うことを見いだすこと。

ウ 化学変化と物質の質量

(ア) 化学変化と質量の保存

化学変化の前後における物質の質量を測定する実験を行い、反応物の質量の総和と生成物の質量の総和が等しいことを見いだすこと。

(イ) 質量変化の規則性

化学変化に関する物質の質量を測定する実験を行い、反応する物質の質量の間には一定の関係があることを見いだすこと。

(5) 運動とエネルギー

物体の運動やエネルギーに関する観察、実験を通して、物体の運動の規則性やエネルギーの基礎について理解させるとともに、日常生活や社会と関連付けて運動とエネルギーの初步的な見方や考え方を養う。

ア 運動の規則性

(ア) 力のつり合い

物体に働く2力についての実験を行い、力がつり合うときの条件を見いだすこと。また、力の合成と分解についての実験を行い、合力や分力の規則性を理解すること。

(イ) 運動の速さと向き

物体の運動についての観察、実験を行い、運動には速さと向きがあることを知ること。

(ウ) 力と運動

物体に力が働く運動及び力が働くかない運動についての観察、実験を行い、力が働く運動では運動の向きや時間の経過に伴って物体の速さが変わること及び力が働くかない運動では物体は等速直線運動することを見いだすこと。

イ 力学的エネルギー

(ア) 仕事とエネルギー

仕事に関する実験を行い、仕事と仕事率について理解すること。また、衝突の実験を行い、物体のもつエネルギーの量は物体が他の物体になしうる仕事で測れることを理解すること。

(イ) 力学的エネルギーの保存

力学的エネルギーに関する実験を行い、運動エネルギーと位置エネルギーが相互に移り変わることを見いだし、力学的エネルギーの総量が保存されることを理解すること。

(6) 化学変化とイオン

化学変化についての観察、実験を通して、水溶液の電気伝導性や中和反応について理解させるとともに、これらの事物・現象をイオンのモデルと関連付けてみる見方や考え方を養う。

ア 水溶液とイオン

(ア) 水溶液の電気伝導性

水溶液に電流を流す実験を行い、水溶液には電流が流れるものと流

れないものとがあることを見いだすこと。

(イ) 原子の成り立ちとイオン

電気分解の実験を行い、電極に物質が生成することからイオンの存在を知ること。また、イオンの生成が原子の成り立ちに関係することを知ること。

(ウ) 化学変化と電池

電解質水溶液と2種類の金属などを用いた実験を行い、電流が取り出せることを見いだすとともに、化学エネルギーが電気エネルギーに変換されていることを知ること。

イ 酸・アルカリとイオン

(ア) 酸・アルカリ

酸とアルカリの性質を調べる実験を行い、酸とアルカリのそれぞれの特性が水素イオンと水酸化物イオンによることを知ること。

(イ) 中和と塩

中和反応の実験を行い、酸とアルカリを混ぜると水と塩が生成することを理解すること。

(7) 科学技術と人間

エネルギー資源の利用や科学技術の発展と人間生活とのかかわりについて認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

ア エネルギー

(ア) 様々なエネルギーとその変換

エネルギーに関する観察、実験を通して、日常生活や社会では様々なエネルギーの変換を利用していることを理解すること。

(イ) エネルギー資源

人間は、水力、火力、原子力などからエネルギーを得ていることを知るとともに、エネルギーの有効な利用が大切であることを認識すること。

イ 科学技術の発展

(ア) 科学技術の発展

科学技術の発展の過程を知るとともに、科学技術が人間の生活を豊かで便利にしてきたことを認識すること。

ウ 自然環境の保全と科学技術の利用

(ア) 自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察

し、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)から(7)までのうち、内容の(1)及び(2)は第1学年、内容の(3)及び(4)は第2学年、内容の(5)から(7)までは第3学年で取り扱うものとする。

(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、全反射も扱うこと。また、光の屈折で入射角と屈折角の定性的な関係にも触れること。

イ アの(イ)については、光源の位置と像の位置、像の大きさの定性的な関係を調べること。その際、実像と虚像を扱うこと。

ウ アの(ウ)については、音の伝わる速さについて、空气中を伝わるおよその速さを扱うこと。

エ イの(ア)については、ばねに加える力の大きさとばねの伸びの関係も扱うこと。また、重さと質量の違いにも触れること。力の単位としては「ニュートン」を用いること。

オ イの(イ)については、水中にある物体にはあらゆる向きから圧力が働くことにも触れること。また、水中では物体に浮力が働くことにも触れること。

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、有機物と無機物との違いや金属と非金属との違いを扱うこと。また、代表的なプラスチックの性質にも触れること。

イ アの(イ)については、異なる方法を用いても同一の気体が得られることも扱うこと。

ウ イの(ア)については、粒子のモデルと関連付けて扱うこと。また、質量パーセント濃度にも触れること。

エ イの(イ)については、溶解度曲線にも触れること。

オ ウの(ア)については、粒子のモデルと関連付けて扱うこと。その際、粒子の運動にも触れること。

カ ウの(イ)については、純粋な物質の状態変化を中心に扱うこと。

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「回路」については、直列及び並列の回路を取り上げ、それぞれについて二つの抵抗のつなぎ方を中心に扱うこと。

イ アの(イ)の「電気抵抗」については、物質の種類によって抵抗の値が異なることを扱うこと。また、二つの抵抗をつなぐ場合の合成抵抗にも触れること。

ウ アの(ウ)については、電力量も扱うこと。その際、熱量にも触ること。

エ アの(エ)については、電流が電子の流れであることを扱うこと。

オ イの(イ)については、電流の向きや磁界の向きを変えたときに力の向きが変わることを扱うこと。

カ イの(カ)については、コイルや磁石を動かす向きを変えたときに電流の向きが変わることを扱うこと。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)の「原子」については、周期表を用いて多くの種類が存在することにも触れること。また、「記号」については、基礎的なものを扱うこと。

イ イの(ア)の「化学式」及び「化学反応式」については、簡単なものを扱うこと。

ウ イの(イ)の「酸化や還元」については、簡単なものを扱うこと。

(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)については、物体に力が働くとき反対向きにも力が働くことにも触れること。

イ アの(ウ)の「力が働く運動」のうち、落下運動については斜面に沿った運動を中心に扱うこと。その際、斜面の角度が90度になったときに自由落下になることにも触れること。「物体の速さが変わること」については、定性的に扱うこと。

ウ イの(ア)については、仕事の原理にも触れること。

エ イの(イ)については、摩擦にも触れること。

(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(イ)の「原子の成り立ち」については、原子が電子と原子核からできていることを扱うこと。その際、原子核が陽子と中性子できていることにも触れること。また、「イオン」については、イオン式で表されることにも触れること。

イ アの(ウ)の「電池」については、電極で起こる反応を中心に扱うこと。

また、日常生活や社会で利用されている代表的な電池にも触れること。

ウ イの(ア)については、pHにも触れること。

エ イの(イ)については、水に溶ける塩と水に溶けない塩があることにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、熱の伝わり方も扱うこと。また、「エネルギーの

変換」については、その総量が保存されること及びエネルギーを利用する際の効率も扱うこと。

イ アの(イ)については、放射線の性質と利用にも触れること。

ウ ウの(ア)については、これまでの第1分野と第2分野の学習を生かし、第2分野(7)のウの(ア)と関連付けて総合的に扱うこと。

〔第2分野〕

1 目 標

- (1) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象に進んでかかわり、その中に問題を見いだし意欲的に探究する活動を通して、多様性や規則性を発見したり課題を解決したりする方法を習得させる。
- (2) 生物や生物現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、生物の生活と種類、生命の連續性などについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (3) 地学的な事物・現象についての観察、実験を行い、観察・実験技能を習得させ、観察、実験の結果を分析して解釈し表現する能力を育てるとともに、大地の成り立ちと変化、気象とその変化、地球と宇宙などについて理解させ、これらの事物・現象に対する科学的な見方や考え方を養う。
- (4) 生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い、これらの活動を通して命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を育て、自然を総合的に見ることができるようとする。

2 内 容

- (1) 植物の生活と種類

身近な植物などについての観察、実験を通して、生物の調べ方の基礎を身に付けさせるとともに、植物の体のつくりと働きを理解させ、植物の生活と種類についての認識を深める。

ア 生物の観察

- (ア) 生物の観察

校庭や学校周辺の生物の観察を行い、いろいろな生物が様々な場所で生活していることを見いだすとともに、観察器具の操作、観察記録の仕方などの技能を身に付け、生物の調べ方の基礎を習得すること。

イ 植物の体のつくりと働き

- (ア) 花のつくりと働き

いろいろな植物の花のつくりの観察を行い、その観察記録に基づい

て、花のつくりの基本的な特徴を見いだすとともに、それらを花の働きと関連付けてとらえること。

(イ) 葉・茎・根のつくりと働き

いろいろな植物の葉、茎、根のつくりの観察を行い、その観察記録に基づいて、葉、茎、根のつくりの基本的な特徴を見いだすとともに、それらを光合成、呼吸、蒸散に関する実験結果と関連付けてとらえること。

ウ 植物の仲間

(ア) 種子植物の仲間

花や葉、茎、根の観察記録に基づいて、それらを相互に関連付けて考察し、植物が体のつくりの特徴に基づいて分類できることを見いだすとともに、植物の種類を知る方法を身に付けること。

(イ) 種子をつくらない植物の仲間

シダ植物やコケ植物の観察を行い、これらと種子植物の違いを知ること。

(2) 大地の成り立ちと変化

大地の活動の様子や身近な岩石、地層、地形などの観察を通して、地表に見られる様々な事物・現象を大地の変化と関連付けて理解させ、大地の変化についての認識を深める。

ア 火山と地震

(ア) 火山活動と火成岩

火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けてとらえるとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けてとらえること。

(イ) 地震の伝わり方と地球内部の働き

地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。

イ 地層の重なりと過去の様子

(ア) 地層の重なりと過去の様子

野外観察などを行い、観察記録を基に、地層のでき方を考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見いだすとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定すること。

(3) 動物の生活と生物の変遷

生物の体は細胞からできていることを観察を通して理解させる。また、

動物などについての観察、実験を通して、動物の体のつくりと働きを理解させ、動物の生活と種類についての認識を深めるとともに、生物の変遷について理解させる。

ア 生物と細胞

(ア) 生物と細胞

生物の組織などの観察を行い、生物の体が細胞からできていること及び植物と動物の細胞のつくりの特徴を見いだすこと。

イ 動物の体のつくりと働き

(ア) 生命を維持する働き

消化や呼吸、血液の循環についての観察、実験を行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果と関連付けてとらえること。また、不要となった物質を排出する仕組みがあることについて理解すること。

(イ) 刺激と反応

動物が外界の刺激に適切に反応している様子の観察を行い、その仕組みを感覚器官、神経系及び運動器官のつくりと関連付けてとらえること。

ウ 動物の仲間

(ア) ^{せきつい}脊椎動物の仲間

^{せきつい}脊椎動物の観察記録に基づいて、体のつくりや子の生まれ方などの特徴を比較、整理し、^{せきつい}脊椎動物が幾つかの仲間に分類できることを見いだすこと。

(イ) ^{せきつい}無脊椎動物の仲間

^{せきつい}無脊椎動物の観察などをを行い、その観察記録に基づいて、それらの動物の特徴を見いだすこと。

エ 生物の変遷と進化

(ア) 生物の変遷と進化

現存の生物や化石の比較などを基に、現存の生物は過去の生物が変化して生じてきたものであることを体のつくりと関連付けてとらえること。

(4) 気象とその変化

身近な気象の観察、観測を通して、気象要素と天気の変化の関係を見いださるとともに、気象現象についてそれが起こる仕組みと規則性についての認識を深める。

ア 気象観測

(ア) 気象観測

校庭などで気象観測を行い、観測方法や記録の仕方を身に付けるとともに、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだすこと。

イ 天気の変化

(ア) 霧や雲の発生

霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けてとらえること。

(イ) 前線の通過と天気の変化

前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けてとらえること。

ウ 日本の気象

(ア) 日本の天気の特徴

天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けてとらえること。

(イ) 大気の動きと海洋の影響

気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けてとらえること。

(5) 生命の連續性

身近な生物についての観察、実験を通して、生物の成長と殖え方、遺伝現象について理解させるとともに、生命の連續性について認識を深める。

ア 生物の成長と殖え方

(ア) 細胞分裂と生物の成長

体細胞分裂の観察を行い、その過程を確かめるとともに、細胞の分裂を生物の成長と関連付けてとらえること。

(イ) 生物の殖え方

身近な生物の殖え方を観察し、有性生殖と無性生殖の特徴を見い出すとともに、生物が殖えていくときに親の形質が子に伝わることを見いだすこと。

イ 遺伝の規則性と遺伝子

(ア) 遺伝の規則性と遺伝子

交配実験の結果などに基づいて、親の形質が子に伝わるときの規則性を見いだすこと。

(6) 地球と宇宙

身近な天体の観察を通して、地球の運動について考察させるとともに、

太陽や惑星の特徴及び月の運動と見え方を理解させ、太陽系や恒星など宇宙についての認識を深める。

ア 天体の動きと地球の自転・公転

(ア) 日周運動と自転

天体の日周運動の観察を行い、その観察記録を地球の自転と関連付けてとらえること。

(イ) 年周運動と公転

星座の年周運動や太陽の南中高度の変化などの観察を行い、その観察記録を地球の公転や地軸の傾きと関連付けてとらえること。

イ 太陽系と恒星

(ア) 太陽の様子

太陽の観察を行い、その観察記録や資料に基づいて、太陽の特徴を見いだすこと。

(イ) 月の運動と見え方

月の観察を行い、その観察記録や資料に基づいて、月の公転と見え方を関連付けてとらえること。

(ウ) 惑星と恒星

観測資料などを基に、惑星と恒星などの特徴を理解するとともに、惑星の見え方を太陽系の構造と関連付けてとらえること。

(7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

ア 生物と環境

(ア) 自然界のつり合い

微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けてとらえるとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだすこと。

(イ) 自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

イ 自然の恵みと災害

(ア) 自然の恵みと災害

自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

ウ 自然環境の保全と科学技術の利用

(ア) 自然環境の保全と科学技術の利用

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)から(7)までのうち、内容の(1)及び(2)は第1学年、内容の(3)及び(4)は第2学年、内容の(5)から(7)までは第3学年で取り扱うものとする。

(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「生物」については、植物を中心に取り上げ、水中の微小な生物の存在にも触れること。

イ イの(ア)については、被子植物を中心取り上げること。「花の働き」については、受粉後に胚珠^{はいしゅう}が種子になることを中心に扱うこと。

ウ イの(イ)については、光合成における葉緑体の働きにも触れること。

また、葉、茎、根の働きを相互に関連付けて全体の働きとしてとらえること。

エ ウの(イ)については、シダ植物やコケ植物が胞子をつくることにも触れること。

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)の「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。

イ アの(イ)については、地震の現象面を中心に取り扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを扱うこと。

ウ イの(ア)については、地層^{たいそう}を形成している代表的な堆積岩も取り上げること。「野外観察」については、学校内外の地層を観察する活動とすること。「地層」については、断層、褶曲^{しうく}にも触れること。「化石」については、示相化石及び示準化石を取り上げること。「地質年代」の区分は古生代、中生代、新生代の第三紀及び第四紀を取り上げること。

(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア イの(ア)については、各器官の働きを中心に扱うこと。「消化」について

ては、代表的な消化酵素の働きを取り上げること。また、摂取された食物が消化によって小腸の壁から吸収される物質になることにも触れること。「呼吸」については、細胞の呼吸にも触れる事。「血液の循環」に関連して、血液成分の働き、腎臓や肝臓の働きにも触れる事。

イ　イの(イ)については、各器官の働きを中心に扱うこと。

ウ　ウの(ア)については、脊椎動物の体の表面の様子や呼吸の仕方、運動・感覚器官の発達、食物のとり方の違いに気付かせること。

エ　エの(イ)については、節足動物や軟體動物の観察を行い、それらの動物と脊椎動物の体のつくりの特徴を比較することを中心に扱うこと。

オ　エの(ア)については、進化の証拠とされる事柄や進化の具体例について取り上げること。その際、生物にはその生息環境での生活に都合のよい特徴が見られることにも触れる事。

(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　イの(ア)については、気温による飽和水蒸気量の変化が湿度の変化や凝結にかかわりがあることを扱うこと。また、水の循環も扱うこと。

イ　イの(イ)については、風の吹き方にも触れる事。

ウ　ウの(イ)については、地球を取り巻く大気の動きにも触れる事。また、地球の大きさや大気の厚さにも触れる事。

(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　アの(ア)については、染色体が複製されることにも触れる事。

イ　アの(イ)については、有性生殖の仕組みを減数分裂と関連付けて扱うこと。「無性生殖」については、単細胞生物の分裂や栄養生殖にも触れる事。

ウ　イの(ア)については、分離の法則を扱うこと。また、遺伝子に変化が起きて形質が変化することがあることや遺伝子の本体がDNAである事にも触れる事。

(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　アの(イ)の「太陽の南中高度の変化」については、季節による昼夜の長さや気温の変化にも触れる事。

イ　イの(ア)の「太陽の特徴」については、形、大きさ、表面の様子などを扱うこと。その際、放出された多量の光などのエネルギーによる地表への影響にも触れる事。

ウ　イの(イ)については、日食や月食にも触れる事。

エ　イの(ウ)の「惑星」については、大きさ、大気組成、表面温度、衛星の存在などを取り上げること。その際、地球上には生命を支える条件が備

わっていることにも触れること。「恒星」については、自ら光を放つことや太陽もその一つであることを扱うこと。その際、恒星の集団としての銀河系の存在にも触れること。「太陽系の構造」における惑星の見え方については、金星を取り上げ、その満ち欠けと見かけの大きさを扱うこと。また、惑星以外の天体が存在することにも触れること。

(8) 内容の(7)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、生態系における生産者、消費者及び分解者の関連を扱うこと。その際、土壤動物にも触れること。

イ アの(イ)については、生物や大気、水などの自然環境を直接調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また、地球温暖化や外来種にも触れること。

ウ イの(ア)については、地球規模でのプレートの動きも扱うこと。また、「災害」については、記録や資料などを用いて調べ、地域の災害について触れること。

エ ウの(ア)については、これまでの第1分野と第2分野の学習を生かし、第1分野(7)のウの(ア)と関連付けて総合的に扱うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学年においては、年間を通して、各分野におよそ同程度の授業時数を配当すること。その際、各分野間及び各項目間の関連を十分考慮して、各分野の特徴的な見方や考え方方が互いに補い合って育成されるようすること。

(2) 学校や生徒の実態に応じ、十分な観察や実験の時間、課題解決のために探究する時間などを設けるようにすること。その際、問題を見いだし観察、実験を計画する学習活動、観察、実験の結果を分析し解釈する学習活動、科学的な概念を使用して考えたり説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮すること。

(3) 原理や法則の理解を深めるためのものづくりを、各内容の特質に応じて適宜行うこと。

(4) 継続的な観察や季節を変えての定点観測を、各内容の特質に応じて適宜行うこと。

(5) 博物館や科学学習センターなどと積極的に連携、協力を図るよう配慮すること。

(6) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基

づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

- 2 各分野の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 観察、実験、野外観察を重視するとともに、地域の環境や学校の実態を生かし、自然の事物・現象を科学的に探究する能力の基礎と態度の育成及び基本的な概念の形成が段階的に無理なく行えるようにすること。
 - (2) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度が育成されるようにすること。
 - (3) 科学技術が日常生活や社会を豊かにしていることや安全性の向上に役立っていることに触れること。また、理科で学習することが様々な職業などと関係していることにも触れるここと。
- 3 観察、実験、野外観察の指導においては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。
- 4 各分野の指導に当たっては、観察、実験の過程での情報の検索、実験、データの処理、実験の計測などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的かつ適切に活用するよう配慮するものとする。

第5節 音 樂

第1 目 標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目 標

- (1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を養い、音楽によって生活を明るく豊かなものにする態度を育てる。
- (2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、基礎的な表現の技能を身につけ、創意工夫して表現する能力を育てる。
- (3) 多様な音楽のよさや美しさを味わい、幅広く主体的に鑑賞する能力を育てる。

2 内 容

A 表 現

- (1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 歌詞の内容や曲想を感じ取り、表現を工夫して歌うこと。
 - イ 曲種に応じた発声により、言葉の特性を生かして歌うこと。
 - ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。
- (2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 曲想を感じ取り、表現を工夫して演奏すること。
 - イ 楽器の特徴をとらえ、基礎的な奏法を身に付けて演奏すること。
 - ウ 声部の役割や全体の響きを感じ取り、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。
- (3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。
 - ア 言葉や音階などの特徴を感じ取り、表現を工夫して簡単な旋律をつくること。
 - イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を感じ取り、反復、変化、対照などの構成を工夫しながら音楽をつくること。

(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。

ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒にとって平易で親しみのもてるものであること。

イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。

(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

(イ) 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを感じ取って聴き、言葉で説明するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。

イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて、鑑賞すること。

ウ 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴から音楽の多様性を感じ取り、鑑賞すること。

(2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること。

イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること。

[第2学年及び第3学年]

1 目標

(1) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音や音楽への興味・関心を高め、音楽によって生活を明るく豊かなものにし、生涯にわたって音楽に親しんでいく態度を育てる。

(2) 多様な音楽表現の豊かさや美しさを感じ取り、表現の技能を伸ばし、創意工夫して表現する能力を高める。

(3) 多様な音楽に対する理解を深め、幅広く主体的に鑑賞する能力を高める。

2 内容

A 表現

(1) 歌唱の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 歌詞の内容や曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して歌うこと。

イ 曲種に応じた発声や言葉の特性を理解して、それらを生かして歌うこと。

ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて歌うこと。

(2) 器楽の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 曲想を味わい、曲にふさわしい表現を工夫して演奏すること。

イ 楽器の特徴を理解し、基礎的な奏法を生かして演奏すること。

ウ 声部の役割と全体の響きとのかかわりを理解して、表現を工夫しながら合わせて演奏すること。

(3) 創作の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 言葉や音階などの特徴を生かし、表現を工夫して旋律をつくること。

イ 表現したいイメージをもち、音素材の特徴を生かし、反復、変化、対照などの構成や全体のまとまりを工夫しながら音楽をつくること。

(4) 表現教材は、次に示すものを取り扱う。

ア 我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切で、生徒の意欲を高め親しみのもてるものであること。

イ 歌唱教材には、次の観点から取り上げたものを含めること。

(ア) 我が国で長く歌われ親しまれている歌曲のうち、我が国の自然や四季の美しさを感じ取れるもの又は我が国の文化や日本語のもつ美しさを味わえるもの

(イ) 民謡、^{ながうた}長唄などの我が国の伝統的な歌唱のうち、地域や学校、生徒の実態を考慮して、伝統的な声の特徴を感じ取れるもの

B 鑑賞

(1) 鑑賞の活動を通して、次の事項を指導する。

ア 音楽を形づくっている要素や構造と曲想とのかかわりを理解して聴き、根拠をもって批評するなどして、音楽のよさや美しさを味わうこと。

イ 音楽の特徴をその背景となる文化・歴史や他の芸術と関連付けて理解して、鑑賞すること。

ウ 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴から音楽の

多様性を理解して、鑑賞すること。

- (2) 鑑賞教材は、我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、指導のねらいに適切なものを取り扱う。

[共通事項]

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
- ア 音色、リズム、速度、旋律、テクスチュア、強弱、形式、構成などの音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感受すること。
- イ 音楽を形づくっている要素とそれらの働きを表す用語や記号などについて、音楽活動を通して理解すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1), (2), (3)及び「B鑑賞」の(1)の指導については、それぞれ特定の活動のみに偏らないようにすること。
- (3) 第2の各学年の内容については、生徒がより個性を生かした音楽活動を展開できるようにするため、表現方法や表現形態を選択できるようにするなど、学校や生徒の実態に応じ、効果的な指導ができるよう工夫すること。
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

- 2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 歌唱の指導については、次のとおり取り扱うこと。

ア 各学年の「A表現」の(4)のイの(ア)の歌唱教材については、以下の共通教材の中から各学年ごとに1曲以上を含めること。

「赤とんぼ」	三木露風作詞	山田耕筰作曲
「荒城の月」	土井晩翠作詞	滝廉太郎作曲
「早春賦」	吉丸一昌作詞	中田 章 作曲
「夏の思い出」	江間章子作詞	中田喜直作曲
「花」	武島羽衣作詞	滝廉太郎作曲
「花の街」	江間章子作詞	團伊玖磨作曲
「浜辺の歌」	林 古溪作詞	成田為三作曲

イ 変声期について気付かせるとともに、変声期の生徒に対しては心理的な面についても配慮し、適切な声域と声量によって歌わせるようすること。

ウ 相対的な音程感覚などを育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

(2) 器楽の指導については、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること。

なお、和楽器の指導については、3学年間を通じて1種類以上の楽器の表現活動を通して、生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫すること。

(3) 我が国の伝統的な歌唱や和楽器の指導については、言葉と音楽との関係、姿勢や身体の使い方についても配慮すること。

(4) 読譜の指導については、小学校における学習を踏まえ、♯や♭の調号としての意味を理解させるとともに、3学年間を通じて、1♯、1♭程度をもった調号の楽譜の視唱や視奏に慣れさせること。

(5) 創作の指導については、即興的に音を出しながら音のつながり方を試すなど、音を音楽へと構成していく体験を重視すること。その際、理論に偏らないようにするとともに、必要に応じて作品を記録する方法を工夫すること。

(6) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、指揮などの身体的表現活動も取り上げるようにすること。

(7) 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア 生徒が自己のイメージや思いを伝え合ったり、他者の意図に共感したりできるようにするなどコミュニケーションを図る指導を工夫すること。

イ 適宜、自然音や環境音などについても取り扱い、音環境への関心を高めたり、音や音楽が生活に果たす役割を考えさせたりするなど、生徒が音や音楽と生活や社会とのかかわりを実感できるような指導を工夫すること。また、コンピュータや教育機器の活用も工夫すること。

ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。

(8) 各学年の〔共通事項〕のイの用語や記号などは、小学校学習指導要領第2章第6節音楽の第3の2の(6)に示すものに加え、生徒の学習状況を考慮して、次に示すものを取り扱うこと。

拍 拍子 間 序破急 フレーズ 音階 調 和音

動機 Andante Moderato Allegro rit. a tempo

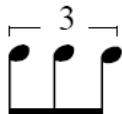
accel. legato ***pp*** ***ff*** dim. D.C. D.S.



(フェルマータ)



(テヌート)



(三連符)



(二分休符)



(全休符)



(十六分休符)

第6節 美術

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

1 目標

- (1) 楽しく美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。
- (2) 対象を見つめ感じ取る力や想像力を高め、豊かに発想し構想する能力や形や色彩などによる表現の技能を身に付け、意図に応じて創意工夫し美しく表現する能力を育てる。
- (3) 自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、美術文化に対する関心を高め、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。

2 内容

A 表現

- (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
ア 対象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出すこと。
イ 主題などを基に、全体と部分との関係などを考えて創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。
- (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。
ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて、構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。
イ 他者の立場に立って、伝えたい内容について分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。
ウ 用途や機能、使用する者の気持ち、材料などから美しさなどを考え、表現の構想を練ること。

(3) 発想や構想したことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。

ア 形や色彩などの表し方を身に付け、意図に応じて材料や用具の生かし方などを考え、創意工夫して表現すること。

イ 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表現すること。

B 鑑賞

(1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。

ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、美と機能性の調和、生活における美術の働きなどを感じ取り、作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げること。

イ 身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること。

[共通事項]

(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。

ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。

イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

[第2学年及び第3学年]

1 目標

(1) 主体的に美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を高める。

(2) 対象を深く見つめ感じ取る力や想像力を一層高め、独創的・総合的な見方や考え方を培い、豊かに発想し構想する能力や自分の表現方法を創意工夫し、創造的に表現する能力を伸ばす。

(3) 自然の造形、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。

2 内容

A 表現

(1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。

ア 対象を深く見つめ感じ取ったこと、考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に、主題を生み出すこと。

イ 主題などを基に想像力を働かせ、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練ること。

(2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。

ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて形や色彩、図柄、材料、光などの組合せを簡潔にしたり総合化したりするなどして構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。

イ 伝えたい内容を多くの人々に伝えるために、形や色彩などの効果を生かして分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。

ウ 使用する者の気持ちや機能、夢や想像、造形的な美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。

(3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。

ア 材料や用具の特性を生かし、自分の表現意図に合う新たな表現方法を工夫するなどして創造的に表現すること。

イ 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表現すること。

B 鑑賞

(1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。

ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと。

イ 美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること。

ウ 日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気付き、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通した国際理解を深め、美

術文化の継承と創造への関心を高めること。

[共通事項]

- (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。
- ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。
- イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。
- (2) 第2の各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要となるものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (3) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)それぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。
- (4) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。
- (5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。
- ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。
- イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。
- ウ 日本及び諸外国の作品の独特的な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。

エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。

- (2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようすること。
 - (3) 主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図ること。
 - (4) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また、各表現の完成段階で作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をするようすること。
 - (5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創作物等を尊重する態度の形成を図ること。
- 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。
- 4 生徒が隨時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

第7節 保 健 体 育

第1 目 標

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようになるとともに、知識や技能を身に付け、運動を豊かに実践することができるようとする。
- (2) 運動を適切に行うことによって、体力を高め、心身の調和的発達を図る。
- (3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たすなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。

2 内 容

A 体つくり運動

- (1) 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体力を高め、目的に適した運動を身に付け、組み合わせができるようとする。

ア 体ほぐしの運動では、心と体の関係に気付き、体の調子を整え、仲間と交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。

イ 体力を高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動を行うとともに、それらを組み合わせて運動の計画に取り組むこと。

- (2) 体つくり運動に積極的に取り組むとともに、分担した役割を果たすことなどや、健康・安全に気を配ることができるようとする。

- (3) 体つくり運動の意義と行い方、運動の計画の立て方などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

B 器械運動

(1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、その技がよりよくできるようにする。

ア マット運動では、回転系や巧技系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。

イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。

ウ 平均台運動では、体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを組み合わせること。

エ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと。

(2) 器械運動に積極的に取り組むとともに、よい演技を認めようすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようとする。

(3) 器械運動の特性や成り立ち、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

C 陸上競技

(1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、基本的な動きや効率のよい動きを身に付けることができるようとする。

ア 短距離走・リレーでは、滑らかな動きで速く走ること、長距離走では、ペースを守り一定の距離を走ること、ハードル走では、リズミカルな走りから滑らかにハードルを越すこと。

イ 走り幅跳びでは、スピードに乗った助走から素早く踏み切って跳ぶこと、走り高跳びでは、リズミカルな助走から力強く踏み切って大きな動作で跳ぶこと。

(2) 陸上競技に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。

(3) 陸上競技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようする。

D 水泳

(1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、泳法を身に付けることができるようとする。

ア クロールでは、手と足、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。

イ 平泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。

ウ 背泳ぎでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。

(2) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全に気を配ることができるようにする。

(3) 水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

E 球 技

(1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、基本的な技能や仲間と連携した動きでゲームが展開できるようにする。

ア ゴール型では、ボール操作と空間に走り込むなどの動きによってゴール前での攻防を展開すること。

イ ネット型では、ボールや用具の操作と定位置に戻るなどの動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること。

ウ ベースボール型では、基本的なバット操作と走塁での攻撃、ボール操作と定位置での守備などによって攻防を展開すること。

(2) 球技に積極的に取り組むとともに、フェアなプレイを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、作戦などについての話し合いに参加しようとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。

(3) 球技の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

F 武 道

(1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技ができるようとする。

ア 柔道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、投げたり抑えたりするなどの攻防を展開すること。

イ 剣道では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、打ったり受けたりするなどの攻防を展開すること。

ウ 相撲では、相手の動きに応じた基本動作から、基本となる技を用いて、押したり寄ったりするなどの攻防を展開すること。

(2) 武道に積極的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、禁

じ技を用いないなど健康・安全に気を配ることができるようとする。

- (3) 武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

G ダンス

- (1) 次の運動について、感じを込めて踊ったりみんなで踊ったりする楽しさや喜びを味わい、イメージをとらえた表現や踊りを通した交流ができるようとする。

ア 創作ダンスでは、多様なテーマから表したいイメージをとらえ、動きに変化を付けて即興的に表現したり、変化のあるひとまとまりの表現にしたりして踊ること。

イ フォークダンスでは、踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて特徴的なステップや動きで踊ること。

ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴をとらえ、変化のある動きを組み合わせて、リズムに乗って全身で踊ること。

- (2) ダンスに積極的に取り組むとともに、よさを認め合おうとすること、分担した役割を果たそうとすることなどや、健康・安全に気を配ることができるようにする。

- (3) ダンスの特性、踊りの由来と表現の仕方、関連して高まる体力などを理解し、課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

H 体育理論

- (1) 運動やスポーツが多様であることについて理解できるようとする。

ア 運動やスポーツは、体を動かしたり、健康を維持したりするなどの必要性や、競技に応じた力を試すなどの楽しさから生みだされ発展してきたこと。

イ 運動やスポーツには、行うこと、見ること、支えることなどの多様なかかわり方があること。

ウ 運動やスポーツには、特有の技術や戦術があり、その学び方には一定の方法があること。

- (2) 運動やスポーツの意義や効果などについて理解できるようとする。

ア 運動やスポーツは、身体の発達やその機能の維持、体力の向上などの効果や自信の獲得、ストレスの解消などの心理的効果が期待できること。

イ 運動やスポーツは、ルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できること。

ウ 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。

〔体育分野 第3学年〕

1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、知識や技能を高め、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようとする。
- (2) 運動を適切に行うことによって、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、心身の調和的発達を図る。
- (3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。

2 内 容

A 体つくり運動

- (1) 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康の保持増進や体力の向上を図り、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようとする。
ア 体ほぐしの運動では、心と体は互いに影響し変化することに気付き、体の状態に応じて体の調子を整え、仲間と積極的に交流するための手軽な運動や律動的な運動を行うこと。
イ 体力を高める運動では、ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るために運動の計画を立て取り組むこと。
- (2) 体つくり運動に自主的に取り組むとともに、体力の違いに配慮しようとすること、自己の責任を果たそうとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。
- (3) 運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

B 器械運動

- (1) 次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、自己に適した技で演技することができるようとする。
ア マット運動では、回転系や巧技系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと、条件を変えた技、発展技を行うこと、それらを構成し演技すること。
イ 鉄棒運動では、支持系や懸垂系の基本的な技を滑らかに安定して行

うこと，条件を変えた技，発展技を行うこと，それらを構成し演技すること。

ウ 平均台運動では，体操系やバランス系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと，条件を変えた技，発展技を行うこと，それらを構成し演技すること。

エ 跳び箱運動では，切り返し系や回転系の基本的な技を滑らかに安定して行うこと，条件を変えた技，発展技を行うこと。

(2) 器械運動に自主的に取り組むとともに，よい演技を讃えようすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようとする。

(3) 技の名称や行い方，体力の高め方，運動観察の方法などを理解し，自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

C 陸上競技

(1) 次の運動について，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，各種目特有の技能を身に付けることができるようとする。

ア 短距離走・リレーでは，中間走へのつなぎを滑らかにするなどして速く走ること，長距離走では，自己に適したペースを維持して走ること，ハードル走では，スピードを維持した走りからハードルを低く越すこと。

イ 走り幅跳びでは，スピードに乗った助走から力強く踏み切って跳ぶこと，走り高跳びでは，リズミカルな助走から力強く踏み切り滑らかな空間動作で跳ぶこと。

(2) 陸上競技に自主的に取り組むとともに，勝敗などを冷静に受け止め，ルールやマナーを大切にしようすること，自己の責任を果たそうとすることなどや，健康・安全を確保することができるようとする。

(3) 技術の名称や行い方，体力の高め方，運動観察の方法などを理解し，自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

D 水泳

(1) 次の運動について，記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい，効率的に泳ぐことができるようとする。

ア クロールでは，手と足，呼吸のバランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

イ 平泳ぎでは，手と足，呼吸のバランスを保ち，安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。

ウ 背泳ぎでは，手と足，呼吸のバランスを保ち，安定したペースで泳

ぐこと。

エ バタフライでは、手と足、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。

(2) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとしていること、自己の責任を果たそうとするなどや、水泳の事故防止に関する心得など健康・安全を確保することができるようとする。

(3) 技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

E 球 技

(1) 次の運動について、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、作戦に応じた技能で仲間と連携しゲームが展開できるようにする。

ア ゴール型では、安定したボール操作と空間を作りだすなどの動きによってゴール前への侵入などから攻防を展開すること。

イ ネット型では、役割に応じたボール操作や安定した用具の操作と連携した動きによって空いた場所をめぐる攻防を展開すること。

ウ ベースボール型では、安定したバット操作と走塁での攻撃、ボール操作、連携した守備などによって攻防を展開すること。

(2) 球技に自主的に取り組むとともに、フェアなプレイを大切にしようとすること、自己の責任を果たそうとすること、作戦などについての話し合いに貢献しようとすることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。

(3) 技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようにする。

F 武 道

(1) 次の運動について、技を高め勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意技を身に付けることができるようとする。

ア 柔道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技、得意技や連絡技を用いて、相手を崩して投げたり、抑えたりするなどの攻防を展開すること。

イ 剣道では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技や得意技を用いて、相手の構えを崩し、しけけたり応じたりするなどの攻防を展開すること。

ウ 相撲では、相手の動きの変化に応じた基本動作から、基本となる技

や得意技を用いて、相手を崩し、投げたりひねったりするなどの攻防を展開すること。

- (2) 武道に自主的に取り組むとともに、相手を尊重し、伝統的な行動の仕方を大切にしようとしていること、自己の責任を果たそうとしていることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。
- (3) 伝統的な考え方、技の名称や見取り稽古の仕方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

G ダンス

- (1) 次の運動について、感じを込めて踊ったり、みんなで自由に踊ったりする楽しさや喜びを味わい、イメージを深めた表現や踊りを通して交流や発表ができるようとする。
ア 創作ダンスでは、表したいテーマにふさわしいイメージをとらえ、個や群で、緩急強弱のある動きや空間の使い方で変化をつけて即興的に表現したり、簡単な作品にまとめたりして踊ること。
イ フォークダンスでは、踊り方の特徴をとらえ、音楽に合わせて特徴的なステップや動きと組み方で踊ること。
ウ 現代的なリズムのダンスでは、リズムの特徴をとらえ、変化とまとまりを付けて、リズムに乗って全身で踊ること。
- (2) ダンスに自主的に取り組むとともに、互いの違いやよさを認め合うこと、自己の責任を果たそうとしていることなどや、健康・安全を確保することができるようとする。
- (3) ダンスの名称や用語、踊りの特徴と表現の仕方、体力の高め方、交流や発表の仕方などを理解し、自己の課題に応じた運動の取り組み方を工夫できるようとする。

H 体育理論

- (1) 文化としてのスポーツの意義について理解できるようとする。
ア スポーツは文化的な生活を営み、よりよく生きていくために重要なこと。
イ オリンピックや国際的なスポーツ大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること。
ウ スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていること。

〔内容の取扱い〕

(1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 第1学年及び第2学年においては、「A体つくり運動」から「H体育理論」までについては、すべての生徒に履修させること。その際、「A体つくり運動」及び「H体育理論」については、2学年にわたって履修させること。

イ 第3学年においては、「A体つくり運動」及び「H体育理論」については、すべての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

(2) 内容の「A体つくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 「A体つくり運動」の(1)のアの運動については、「B器械運動」から「Gダンス」までにおいても関連を図って指導することができるとともに、心の健康など保健分野との関連を図ること。また、「A体つくり運動」の(1)のイの運動については、第1学年及び第2学年においては、動きを持続する能力を高めるための運動に重点を置いて指導することができるが、調和のとれた体力を高めることに留意すること。第3学年においては、日常的に取り組める運動例を取り上げるなど指導方法の工夫を図ること。

イ 「B器械運動」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からアを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからエまでの中から選択して履修できること。

ウ 「C陸上競技」の(1)の運動については、ア及びイに示すそれぞれの運動の中から選択して履修できるようにすること。

エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

オ 「E球技」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年において

は、アからウまでをすべての生徒に履修させること。第3学年においては、アからウまでの中から二を選択して履修できるようにすること。また、アについては、バスケットボール、ハンドボール、サッカーの中から、イについては、バレーボール、卓球、テニス、バドミントンの中から、ウについては、ソフトボールを適宜取り上げることとし、地域や学校の実態に応じて、その他の運動についても履修させることができること。なお、ウの実施に当たり、十分な広さの運動場の確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うこと。

カ 「F武道」の(1)の運動については、アからウまでの中から一を選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができること。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分留意すること。

キ 「Gダンス」の(1)の運動については、アからウまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、地域や学校の実態に応じて、その他のダンスについても履修させることができること。

ク 第1学年及び第2学年の内容の「H体育理論」については、(1)は第1学年、(2)は第2学年で取り上げること。

(3) 内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するものとする。その際、指導に当たっては、内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域については、それぞれの運動の特性に触れるために必要な体力を生徒自ら高めるように留意するものとする。

(4) 自然とのかかわりの深いスキー、スケートや水辺活動などの指導については、地域や学校の実態に応じて積極的に行うことに留意するものとする。

(5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、内容の「A体つくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。

〔保健分野〕

1 目 標

個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。

2 内容

(1) 心身の機能の発達と心の健康について理解できるようとする。

ア 身体には、多くの器官が発育し、それに伴い、様々な機能が発達する時期があること。また、発育・発達の時期やその程度には、個人差があること。

イ 思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

ウ 知的機能、情意機能、社会性などの精神機能は、生活経験などの影響を受けて発達すること。また、思春期においては、自己の認識が深まり、自己形成がなされること。

エ 精神と身体は、相互に影響を与え、かかわっていること。

欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。

(2) 健康と環境について理解できるようとする。

ア 身体には、環境に対してある程度まで適応能力があること。身体の適応能力を超えた環境は、健康に影響を及ぼすことがあること。また、快適で能率のよい生活を送るための温度、湿度や明るさには一定の範囲があること。

イ 飲料水や空気は、健康と密接なかかわりがあること。また、飲料水や空気を衛生的に保つには、基準に適合するよう管理する必要があること。

ウ 人間の生活によって生じた廃棄物は、環境の保全に十分配慮し、環境を汚染しないように衛生的に処理する必要があること。

(3) 傷害の防止について理解を深めることができるようとする。

ア 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などがかわって発生すること。

イ 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。

ウ 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。

エ 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができる。また、応急手当には、心肺蘇生等があること。

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようする。

ア 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾

病は、主体の要因と環境の要因がかかわり合って発生すること。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

エ 感染症は、病原体が主な要因となって発生すること。また、感染症の多くは、発生源をなくすこと、感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できること。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかかわりがあること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)は第1学年、内容の(2)及び(3)は第2学年、内容の(4)は第3学年で取り扱うものとする。
- (2) 内容の(1)のアについては、呼吸器、循環器を中心に取り扱うものとする。
- (3) 内容の(1)のイについては、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠までを取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。
- (4) 内容の(1)のエについては、体育分野の内容の「A体つくり運動」の(1)のアの指導との関連を図って指導するものとする。
- (5) 内容の(2)については、地域の実態に即して公害と健康との関係を取り扱うことも配慮するものとする。また、生態系については、取り扱わないものとする。
- (6) 内容の(3)のエについては、包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。

- (7) 内容の(4)のイについては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。
- (8) 内容の(4)のウについては、心身への急性影響及び依存性について取り扱うこと。また、薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。
- (9) 内容の(4)のエについては、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする。
- (10) 保健分野の指導に際しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 授業時数の配当については、次のとおり取り扱うこと。
- ア 保健分野の授業時数は、3学年間で、48単位時間程度を配当すること。
- イ 体育分野の授業時数は、各学年にわたって適切に配当すること。その際、体育分野の内容の「A体つくり運動」については、各学年で7単位時間以上を、「H体育理論」については、各学年で3単位時間以上を配当すること。
- ウ 体育分野の内容の「B器械運動」から「Gダンス」までの領域の授業時数は、その内容の習熟を図ることができるよう考慮して配当すること。
- エ 保健分野の授業時数は、3学年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当すること。
- (2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。
- (3) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

第8節 技術・家庭

第1 目 標

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

第2 各分野の目標及び内容

〔技術分野〕

1 目 標

ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

2 内 容

A 材料と加工に関する技術

(1) 生活や産業の中で利用されている技術について、次の事項を指導する。

ア 技術が生活の向上や産業の継承と発展に果たしている役割について考えること。

イ 技術の進展と環境との関係について考えること。

(2) 材料と加工法について、次の事項を指導する。

ア 材料の特徴と利用方法を知ること。

イ 材料に適した加工法を知り、工具や機器を安全に使用できること。

ウ 材料と加工に関する技術の適切な評価・活用について考えること。

(3) 材料と加工に関する技術を利用した製作品の設計・製作について、次の事項を指導する。

ア 使用目的や使用条件に即した機能と構造について考えること。

イ 構想の表示方法を知り、製作図をかくことができること。

ウ 部品加工、組立て及び仕上げができること。

B エネルギー変換に関する技術

(1) エネルギー変換機器の仕組みと保守点検について、次の事項を指導する。

ア エネルギーの変換方法や力の伝達の仕組みを知ること。

イ 機器の基本的な仕組みを知り、保守点検と事故防止ができること。
ウ エネルギー変換に関する技術の適切な評価・活用について考えること。

- (2) エネルギー変換に関する技術を利用した製作品の設計・製作について、次の事項を指導する。
- ア 製作品に必要な機能と構造を選択し、設計がされること。
イ 製作品の組立て・調整や電気回路の配線・点検ができること。

C 生物育成に関する技術

- (1) 生物の生育環境と育成技術について、次の事項を指導する。
- ア 生物の育成に適する条件と生物の育成環境を管理する方法を知ること。
イ 生物育成に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
- (2) 生物育成に関する技術を利用した栽培又は飼育について、次の事項を指導する。
- ア 目的とする生物の育成計画を立て、生物の栽培又は飼育ができること。

D 情報に関する技術

- (1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。
- ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。
イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。
ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。
エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。
- (2) デジタル作品の設計・制作について、次の事項を指導する。
- ア メディアの特徴と利用方法を知り、制作品の設計がされること。
イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。
- (3) プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。
- ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。
イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の「A材料と加工に関する技術」の(1)については、技術の進展が資源やエネルギーの有効利用、自然環境の保全に貢献していることや、ものづくりの技術が我が国の伝統や文化を支えてきたことについても扱うものとする。

- (2) 内容の「Bエネルギー変換に関する技術」の(1)のイについては、漏電・感電等についても扱うものとする。
- (3) 内容の「C生物育成に関する技術」の(2)については、地域固有の生態系に影響を及ぼすことのないよう留意するものとする。
- (4) 内容の「D情報に関する技術」については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア (1)のアについては、情報のデジタル化の方法と情報の量についても扱うこと。(1)のウについては、情報通信ネットワークにおける知的財産の保護の必要性についても扱うこと。
- イ (2)については、使用するメディアに応じて、個人情報の保護の必要性についても扱うこと。
- (5) すべての内容において、技術にかかる倫理観や新しい発想を生み出し活用しようとする態度が育成されるようにするものとする。

〔家庭分野〕

1 目 標

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

2 内 容

A 家族・家庭と子どもの成長

- (1) 自分の成長と家族について、次の事項を指導する。
- ア 自分の成長と家族や家庭生活とのかかわりについて考えること。
- (2) 家庭と家族関係について、次の事項を指導する。
- ア 家庭や家族の基本的な機能と、家庭生活と地域とのかかわりについて理解すること。
- イ これからの自分と家族とのかかわりに関心をもち、家族関係をよりよくする方法を考えること。
- (3) 幼児の生活と家族について、次の事項を指導する。
- ア 幼児の発達と生活の特徴を知り、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解すること。
- イ 幼児の観察や遊び道具の製作などの活動を通して、幼児の遊びの意義について理解すること。
- ウ 幼児と触れ合うなどの活動を通して、幼児への関心を深め、かかわ

り方を工夫できること。

エ 家族又は幼児の生活に关心をもち、課題をもって家族関係又は幼児の生活について工夫し、計画を立てて実践できること。

B 食生活と自立

(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。

ア 自分の食生活に关心をもち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。

イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。

(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。

ア 食品の栄養的特質や中学生の1日に必要な食品の種類と概量について知ること。

イ 中学生の1日分の献立を考えること。

ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。

ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。

イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。

ウ 食生活に关心をもち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。

C 衣生活・住生活と自立

(1) 衣服の選択と手入れについて、次の事項を指導する。

ア 衣服と社会生活とのかかわりを理解し、目的に応じた着用や個性を生かす着用を工夫できること。

イ 衣服の計画的な活用の必要性を理解し、適切な選択ができること。

ウ 衣服の材料や状態に応じた日常着の手入れができること。

(2) 住居の機能と住まい方について、次の事項を指導する。

ア 家族の住空間について考え、住居の基本的な機能について知ること。

イ 家族の安全を考えた室内環境の整え方を知り、快適な住まい方を工夫できること。

(3) 衣生活、住生活などの生活の工夫について、次の事項を指導する。

ア 布を用いた物の製作を通して、生活を豊かにするための工夫ができるここと。

イ 衣服又は住まいに关心をもち、課題をもって衣生活又は住生活につい

て工夫し、計画を立てて実践できること。

D 身近な消費生活と環境

(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること。

イ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

(2) 家庭生活と環境について、次の事項を指導する。

ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1), (2) 及び(3)については、相互に関連を図り、実習や観察、ロールプレイングなどの学習活動を中心とするよう留意すること。

イ (2)のアについては、高齢者などの地域の人々とのかかわりについても触れるよう留意すること。

ウ (3)のアについては、幼児期における周囲との基本的な信頼関係や生活習慣の形成の重要性についても扱うこと。(3)のウについては、幼稚園や保育所等の幼児との触れ合いができるよう留意すること。

(2) 内容の「B 食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のイについては、水の働きや食物繊維についても触れること。

イ (2)のウについては、主として調理実習で用いる生鮮食品と加工食品の良否や表示を扱うこと。

ウ (3)のアについては、魚、肉、野菜を中心として扱い、基礎的な題材を取り上げること。(3)のイについては、調理実習を中心とし、主として地域又は季節の食材を利用するとの意義について扱うこと。また、地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱うこともできること。

エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。

(3) 内容の「C 衣生活・住生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のアについては、和服の基本的な着装を扱うこともできること。(1)のイについては、既製服の表示と選択に当たっての留意事項を扱うこと。

(1)のウについては、日常着の手入れは主として洗濯と補修を扱うこと。

- イ (2)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。
ウ (3)のアについては、(1)のウとの関連を図り、主として補修の技術を生かしてできる製作品を扱うこと。
- (4) 内容の「D 身近な消費生活と環境」については、次のとおり取り扱うものとする。
- ア 内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」、「B 食生活と自立」又は「C 衣生活・住生活と自立」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようすること。
- イ (1)については、中学生の身近な消費行動と関連させて扱うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 技術分野及び家庭分野の授業時数については、3学年間を見通した全体的な指導計画に基づき、いずれかの分野に偏ることなく配当して履修させること。その際、家庭分野の内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」の(3)のエ、「B 食生活と自立」の(3)のウ及び「C 衣生活・住生活と自立」の(3)のイについては、これら3事項のうち1又は2事項を選択して履修させること。
- (2) 技術分野の内容の「A 材料と加工に関する技術」から「D 情報に関する技術」並びに家庭分野の内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」から「D 身近な消費生活と環境」の各項目に配当する授業時数及び履修学年については、地域、学校及び生徒の実態等に応じて、各学校において適切に定めること。その際、技術分野の内容の「A 材料と加工に関する技術」の(1)及び家庭分野の内容の「A 家族・家庭と子どもの成長」の(1)については、それぞれ小学校図画工作科、家庭科などの学習を踏まえ、中学校における学習の見通しを立てさせるために、第1学年の最初に履修させること。
- (3) 各項目及び各項目に示す事項については、相互に有機的な関連を図り、総合的に展開されるよう適切な題材を設定して計画を作成すること。その際、小学校における学習を踏まえ、他教科等との関連を明確にして、系統的・発展的に指導ができるよう配慮すること。
- (4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、技術・家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 各分野の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 基礎的・基本的な知識及び技術を習得し、基本的な概念などの理解を深

めるとともに、仕事の楽しさや完成の喜びを体得させるよう、実践的・体験的な学習活動を充実すること。

- (2) 生徒が学習した知識及び技術を生活に活用できるよう、問題解決的な学習を充実するとともに、家庭や地域社会との連携を図るようにすること。
- 3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。
- 4 各分野の指導については、衣食住やものづくりなどに関する実習等の結果を整理し考察する学習活動や、生活における課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの学習活動が充実するよう配慮するものとする。

第9節 外 国 語

第1 目 標

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

第2 各言語の目標及び内容等

英 語

1 目 標

- (1) 初歩的な英語を聞いて話し手の意向などを理解できるようにする。
- (2) 初歩的な英語を用いて自分の考えなどを話すことができるようする。
- (3) 英語を読むことに慣れ親しみ、初歩的な英語を読んで書き手の意向などを理解できるようする。
- (4) 英語で書くことに慣れ親しみ、初歩的な英語を用いて自分の考えなどを書くことができるようする。

2 内 容

(1) 言語活動

英語を理解し、英語で表現できる実践的な運用能力を養うため、次の言語活動を3学年間を通して行わせる。

ア 聞くこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく聞き取ること。
- (イ) 自然な口調で話されたり読まれたりする英語を聞いて、情報を正確に聞き取ること。
- (ウ) 質問や依頼などを聞いて適切に応じること。
- (エ) 話し手に聞き返すなどして内容を確認しながら理解すること。
- (オ) まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取ること。

イ 話すこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 強勢、イントネーション、区切りなど基本的な英語の音声の特徴をとらえ、正しく発音すること。

- (イ) 自分の考え方や気持ち、事実などを聞き手に正しく伝えること。
- (ウ) 聞いたり読んだりしたことなどについて、問答したり意見を述べ合つたりなどすること。
- (エ) つなぎ言葉を用いるなどのいろいろな工夫をして話を続けること。
- (オ) 与えられたテーマについて簡単なスピーチをすること。

ウ 読むこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 文字や符号を識別し、正しく読むこと。
- (イ) 書かれた内容を考えながら黙読したり、その内容が表現されるように音読すること。
- (ウ) 物語のあらすじや説明文の大切な部分などを正確に読み取ること。
- (エ) 伝言や手紙などの文章から書き手の意向を理解し、適切に応じること。
- (オ) 話の内容や書き手の意見などに対して感想を述べたり賛否やその理由を示したりなどすることができるよう、書かれた内容や考え方などをとらえること。

エ 書くこと

主として次の事項について指導する。

- (ア) 文字や符号を識別し、語と語の区切りなどに注意して正しく書くこと。
- (イ) 語と語のつながりなどに注意して正しく文を書くこと。
- (ウ) 聞いたり読んだりしたことについてメモをとったり、感想、賛否やその理由を書いたりなどすること。
- (エ) 身近な場面における出来事や体験したことなどについて、自分の考え方や気持ちなどを書くこと。
- (オ) 自分の考え方や気持ちなどが読み手に正しく伝わるように、文と文のつながりなどに注意して文章を書くこと。

(2) 言語活動の取扱い

ア 3学年間を通じ指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

- (ア) 実際に言語を使用して互いの考え方や気持ちを伝え合うなどの活動を行うとともに、(3)に示す言語材料について理解したり練習したりする活動を行うようにすること。
- (イ) 実際に言語を使用して互いの考え方や気持ちを伝え合うなどの活動においては、具体的な場面や状況に合った適切な表現を自ら考えて言語

活動ができるようにすること。

(ウ) 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにすること。

[言語の使用場面の例]

a 特有の表現がよく使われる場面

- ・ あいさつ
- ・ 自己紹介
- ・ 電話での応答
- ・ 買物
- ・ 道案内
- ・ 旅行
- ・ 食事 など

b 生徒の身近な暮らしにかかわる場面

- ・ 家庭での生活
- ・ 学校での学習や活動
- ・ 地域の行事 など

[言語の働きの例]

a コミュニケーションを円滑にする

- ・ 呼び掛ける
- ・ 相づちをうつ
- ・ 聞き直す
- ・ 繰り返す など

b 気持ちを伝える

- ・ 礼を言う
- ・ 苦情を言う
- ・ 褒める
- ・ 謝る など

c 情報を伝える

- ・ 説明する
- ・ 報告する
- ・ 発表する
- ・ 描写する など

d 考えや意図を伝える

- ・ 申し出る
- ・ 約束する
- ・ 意見を言う
- ・ 賛成する
- ・ 反対する
- ・ 承諾する
- ・ 断る など

e 相手の行動を促す

- ・ 質問する
- ・ 依頼する
- ・ 招待する など

イ 生徒の学習段階を考慮して各学年の指導に当たっては、次のような点に配慮するものとする。

(ア) 第1学年における言語活動

小学校における外国語活動を通じて音声面を中心としたコミュニケーションに対する積極的な態度などの一定の素地が育成されることを踏まえ、身近な言語の使用場面や言語の働きに配慮した言語活動を行わせること。その際、自分の気持ちや身の回りの出来事などの中から簡単な表現を用いてコミュニケーションを図れるような話題を取り上

げること。

(イ) 第2学年における言語活動

第1学年の学習を基礎として、言語の使用場面や言語の働きを更に広げた言語活動を行わせること。その際、第1学年における学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに、事実関係を伝えたり、物事について判断したりした内容などの中からコミュニケーションを図れるような話題を取り上げること。

(ウ) 第3学年における言語活動

第2学年までの学習を基礎として、言語の使用場面や言語の働きを一層広げた言語活動を行わせること。その際、第1学年及び第2学年における学習内容を繰り返して指導し定着を図るとともに、様々な考え方や意見などの中からコミュニケーションが図れるような話題を取り上げること。

(3) 言語材料

(1)の言語活動は、以下に示す言語材料の中から、1の目標を達成するのにふさわしいものを適宜用いて行わせる。

ア 音声

- (ア) 現代の標準的な発音
- (イ) 語と語の連結による音変化
- (ウ) 語、句、文における基本的な強勢
- (エ) 文における基本的なイントネーション
- (オ) 文における基本的な区切り

イ 文字及び符号

- (ア) アルファベットの活字体の大文字及び小文字
- (イ) 終止符、疑問符、コンマ、引用符、感嘆符など基本的な符号

ウ 語、連語及び慣用表現

- (ア) 1200語程度の語
 - (イ) in front of, a lot of, get up, look forなどの連語
 - (ウ) excuse me, I see, I'm sorry, thank you, you're welcome, for exampleなどの慣用表現

エ 文法事項

- (ア) 文
 - a 単文、重文及び複文
 - b 肯定及び否定の平叙文
 - c 肯定及び否定の命令文

d 疑問文のうち, 動詞で始まるもの, 助動詞 (can, do, may など) で始まるもの, or を含むもの及び疑問詞 (how, what, when, where, which, who, whose, why) で始まるもの

(イ) 文構造

a [主語 + 動詞]

b [主語 + 動詞 + 補語] のうち,

- (a) 主語 + be 動詞 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$
- (b) 主語 + be 動詞以外の動詞 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

c [主語 + 動詞 + 目的語] のうち,

- (a) 主語 + 動詞 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{how (など) to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{array} \right\}$

(b) 主語 + 動詞 + what などで始まる節

d [主語 + 動詞 + 間接目的語 + 直接目的語] のうち,

- (a) 主語 + 動詞 + 間接目的語 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{array} \right\}$

(b) 主語 + 動詞 + 間接目的語 + how (など) to 不定詞

e [主語 + 動詞 + 目的語 + 補語] のうち,

- (a) 主語 + 動詞 + 目的語 + $\left\{ \begin{array}{l} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{array} \right\}$

f その他

(a) There + be 動詞 + ~

(b) It + be 動詞 + ~ (+ for ~) + to 不定詞

(c) 主語 + tell, want など + 目的語 + to 不定詞

(ウ) 代名詞

a 人称, 指示, 疑問, 数量を表すもの

b 関係代名詞のうち, 主格の that, which, who 及び目的格の that, which の制限的用法

(エ) 動詞の時制など

現在形、過去形、現在進行形、過去進行形、現在完了形及び助動詞などを用いた未来表現

- (オ) 形容詞及び副詞の比較変化
- (カ) to 不定詞
- (キ) 動名詞
- (ク) 現在分詞及び過去分詞の形容詞としての用法
- (ケ) 受け身

(4) 言語材料の取扱い

- ア 発音と綴りとを関連付けて指導すること。
- イ 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付けて指導すること。
- ウ (3)のエの文法事項の取扱いについては、用語や用法の区別などの指導が中心とならないよう配慮し、実際に活用できるように指導すること。また、語順や修飾関係などにおける日本語との違いに留意して指導すること。
- エ 英語の特質を理解させるために、関連のある文法事項はまとまりをもって整理するなど、効果的な指導ができるよう工夫すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 各学校においては、生徒や地域の実態に応じて、学年ごとの目標を適切に定め、3学年間を通して英語の目標の実現を図るようにすること。
 - イ 2の(3)の言語材料については、学習段階に応じて平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。
 - ウ 音声指導に当たっては、日本語との違いに留意しながら、発音練習などを通して2の(3)のアに示された言語材料を継続して指導すること。また、音声指導の補助として、必要に応じて発音表記を用いて指導することもできること。
 - エ 文字指導に当たっては、生徒の学習負担に配慮し筆記体を指導することもできること。
 - オ 語、連語及び慣用表現については、運用度の高いものを用い、活用することを通して定着を図るようにすること。
 - カ 辞書の使い方に慣れ、活用できるようにすること。
 - キ 生徒の実態や教材の内容などに応じて、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器などを有効活用したり、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得たりなどすること。

また、ペアワーク、グループワークなどの学習形態を適宜工夫すること。

(2) 教材は、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を総合的に育成するため、実際の言語の使用場面や言語の働きに十分配慮したものを取り上げるものとする。その際、英語を使用している人々を中心とする世界の人々及び日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化や自然科学などに関するものの中から、生徒の発達の段階及び興味・関心に即して適切な題材を変化をもたせて取り上げるものとし、次の観点に配慮する必要がある。

ア 多様なものの見方や考え方を理解し、公正な判断力を養い豊かな心情を育てるのに役立つこと。

イ 外国や我が国の生活や文化についての理解を深めるとともに、言語や文化に対する関心を高め、これらを尊重する態度を育てるのに役立つこと。

ウ 広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高めるとともに、国際協調の精神を養うのに役立つこと。

その他の外国語

その他の外国語については、英語の目標及び内容等に準じて行うものとする。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 小学校における外国語活動との関連に留意して、指導計画を適切に作成するものとする。
- 2 外国語科においては、英語を履修させることを原則とする。
- 3 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、外国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

第3章 道 徳

第1 目 標

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、道徳的実践力を育成するものとする。

第2 内 容

道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

1 主として自分自身に関すること。

- (1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。
- (2) より高い目標を目指し、希望と勇気をもって着実にやり抜く強い意志をもつ。
- (3) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、誠実に実行してその結果に責任をもつ。
- (4) 真理を愛し、真実を求め、理想の実現を目指して自己の人生を切り拓いていく。
- (5) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求する。

2 主として他の人とのかかわりに関すること。

- (1) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとる。
- (2) 温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ。
- (3) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合う。
- (4) 男女は、互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。

(5) それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち謙虚に他に学ぶ。

(6) 多くの人々の善意や支えにより、日々の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえる。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

(2) 自然を愛護し、美しいものに感動する豊かな心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深める。

(3) 人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることに喜びを見いだすように努める。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(1) 法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

(2) 公徳心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

(3) 正義を重んじ、だれに対しても公正、公平にし、差別や偏見のない社会の実現に努める。

(4) 自己が属する様々な集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し集団生活の向上に努める。

(5) 勤労の尊さや意義を理解し、奉仕の精神をもって、公共の福祉と社会の発展に努める。

(6) 父母、祖父母に敬愛の念を深め、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。

(7) 学級や学校の一員としての自覚をもち、教師や学校の人々に敬愛の念を深め、協力してよりよい校風を樹立する。

(8) 地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬と感謝の念を深め、郷土の発展に努める。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

(10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成するものとする。
 - (1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。
 - (2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各内容項目の指導の充実を図る中で、生徒や学校の実態に応じ、3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す内容項目はいずれの学年においてもすべて取り上げること。
 - (3) 各学校においては、生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に、自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し、生徒や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、悩みや葛藤^{かつとう}等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方について考えを深められるよう配慮すること。
- 2 第2に示す道徳の内容は、生徒が自ら道徳性をはぐくむためのものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際、生徒自らが成長を実感でき、これから課題や目標が見付けられるよう工夫する必要

がある。

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
 - (2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
 - (3) 先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、生徒が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。
 - (4) 自分の考えを基に、書いたり討論したりするなどの表現する機会を充実し、自分とは異なる考えに接する中で、自分の考えを深め、自らの成長を実感できるよう工夫すること。
 - (5) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。
- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が生徒の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。
- 5 生徒の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第1 目 標

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようとする。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。その際、小学校における総合的な学習の時間の取組を踏まえること。
- (2) 地域や学校、生徒の実態等に応じて、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習、探究的な学習、生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うこと。
- (3) 第2の各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会とのかかわりを重視すること。
- (4) 育てようとする資質や能力及び態度については、例えば、学習方法に関すること、自分自身に関すること、他者や社会とのかかわりに関するなどの視点を踏まえること。
- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の

興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

- (6) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。
 - (7) 各教科、道徳及び特別活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - (8) 各学校における総合的な学習の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
 - (9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。
- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。
 - (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
 - (5) グループ学習や異年齢集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
 - (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。
 - (7) 職業や自己の将来に関する学習を行う際には、問題の解決や探究活動に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第5章 特別活動

第1 目標

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

1 目標

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

2 内容

学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上、生徒が当面する諸課題への対応に資する活動を行うこと。

(1) 学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への適応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解

- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

[生徒会活動]

1 目 標

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

学校の全生徒をもって組織する生徒会において、学校生活の充実と向上を図る活動を行うこと。

- (1) 生徒会の計画や運営
- (2) 異年齢集団による交流
- (3) 生徒の諸活動についての連絡調整
- (4) 学校行事への協力
- (5) ボランティア活動などの社会参加

[学校行事]

1 目 標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

2 内 容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (1) 儀式的行事
学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳肅で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行うこと。
- (2) 文化的行事
平素の学習活動の成果を発表し、その向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするような活動を行うこと。
- (3) 健康安全・体育的行事
心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な

行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の全体計画や各活動・学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かすとともに、学校の実態や生徒の発達の段階などを考慮し、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

(2) 生徒指導の機能を十分に生かすとともに、教育相談（進路相談を含む。）についても、生徒の家庭との連絡を密にし、適切に実施できるようにすること。

(3) 学校生活への適応や人間関係の形成、進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実するよう〔学級活動〕等の指導を工夫すること。特に、中学校入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望と目標をもって生活をできるよう工夫すること。

(4) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 〔学級活動〕及び〔生徒会活動〕の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自動的な活動が効果的に展開されるようにするとともに、内容相互の関連を図るよう工夫すること。また、よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの

話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、人間関係を形成する力を養う活動などを充実するよう工夫すること。

- (2) [学級活動]については、学校、生徒の実態及び第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。また、個々の生徒についての理解を深め、生徒との信頼関係を基礎に指導を行うとともに、生徒指導との関連を図るようにすること。
- (3) [学校行事]については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。
- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

中等教育学校等関係法令

学校教育法(抄)

昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号
一部改正：平成十九年六月二十七日法律第九十六号

第七章 中等教育学校

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十五条 中等教育学校の修業年限は、六年とする。

第六十六条 中等教育学校の課程は、これを前期三年の前期課程及び後期三年の後期課程に区分する。

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第

十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

② (略)

第七十一条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

学校教育法施行規則(抄)

昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号
一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第五号

第五章 中学校

第七十五条 中学校（併設型中学校を除く。）においては、高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該中学校の設置者が当該高等学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する中学校（以下「連携型中学校」という。）は、第八十七条第一項の規定により教育課程を編成する高等学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第七十六条 連携型中学校の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第七十七条 連携型中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十七条 高等学校（学校教育法第七十一条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型高等学校」という。）を除く。）においては、中学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すため、当該高等学校の設置者が当該中学校の設置者との協議に基づき定めるところにより、教育課程を編成することができる。

2 前項の規定により教育課程を編成する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）は、連携型中学校と連携し、その教育課程を実施するものとする。

第八十八条 連携型高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとす

る。

第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校

第一節 中等教育学校

第百七条 次条第一項において準用する第七十二条に規定する中等教育学校の前期課程の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第四に定める授業時数を標準とする。

第百八条 中等教育学校の前期課程の教育課程については、第五十条第二項、第五十五条から第五十六条まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第五十五条から第五十六条までの規定中「第五十条第一項、第五十一条又は第五十二条」とあるのは、「第百七条又は第百八条第一項において準用する第七十二条若しくは第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

② 中等教育学校の後期課程の教育課程については、第八十三条及び第八十五条から第八十六条までの規定並びに第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領の規定を準用する。この場合において、第八十五条中「前二条」とあり、並びに第八十五条の二及び第八十六条中「第八十三条又は第八十四条」とあるのは、「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と、第八十五条の二中「第五十一条」とあるのは「第六十七条第二項」と読み替えるものとする。

第百九条 中等教育学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第百十三条 第四十三条から第四十九条まで(第四十六条を除く。)、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第七十一条まで(第六十九条を除く。)、第八十二条、第九十一条及び第九十四条の規定は、中等教育学校に準用する。

2 (略)

3 第八十一条、第八十九条、第九十二条、第九十三条、第九十六条から第百条まで、第一百一条第二項、第一百二条、第一百三条第一項及び第一百四条第二項の規定

は、中等教育学校の後期課程に準用する。この場合において、第九十六条中「第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」とあるのは「第百八条第二項において読み替えて準用する第八十五条、第八十五条の二又は第八十六条」と、「第八十三条又は第八十四条」とあるのは「第百八条第二項において準用する第八十三条又は第八十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する高等学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

第二節 併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学

第百十四条 併設型中学校の教育課程については、第五章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

2 併設型高等学校の教育課程については、第六章に定めるもののほか、教育課程の基準の特例として文部科学大臣が別に定めるところによるものとする。

第百十五条 併設型中学校及び併設型高等学校においては、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。

第百十七条 第百七条及び第百十条の規定は、併設型中学校に準用する。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第五十条、第五十一条及び別表第一の改正規定は平成二十三年四月一日から、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第百七条、別表第二及び別表第四の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

別表第四（第七十六条、第百七条、第百十七条関係）

区分	分	第1学年	第2学年	第3学年
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		50	70	70
特別活動の授業時数		35	35	35
総授業時数		1015	1015	1015

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、五十分とする。
- 二 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（第百八条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。）で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 三 各学年においては、各教科の授業時数から七十を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が別に定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、各教科の授業時数から減ずる授業時数は、一教科当たり三十五を限度とする。

中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件

平成十年文部省告示第百五十四号

一部改正：平成十一年三月二十九日文部省告示第五十九号

一部改正：平成十六年三月三十一日文部科学省告示第六十号

一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省告示第三十一号

1 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育及び高等学校における教育を一貫して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

一 中等教育学校の前期課程又は併設型中学校において、学校教育法施行規則別表第四備考第三号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。

二 中等教育学校の後期課程又は併設型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の四及び五に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十単位を超えない範囲で中等教育学校又は併設型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

三 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における指導については、次のように取り扱うものとすること。

イ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校と中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容については、各教科や各教科に属する科目の内容の内相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができる。

ロ 中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容に移行して指導することができること。

ハ 中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校における指導の内容の一部については、中等教育学校の前期課程及び併設型中学校における指導の内容に移行して指導することができること。この場合においては、中等教育学校の後期課程及び併設型高等学校において当該移行した指導の内容につ

いて再度指導しないことができる。

- 2 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校における中高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

連携型中学校及び連携型高等学校の教育課程の基準の特例を定める件

平成十六年文部科学省告示第六十一号

一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省告示第三十一号

1 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育（中学校における教育と高等学校における教育との一貫性に配慮して施す教育をいう。以下同じ。）において特色ある教育課程を編成することができるよう次のように教育課程の基準の特例を定める。

- 一 連携型中学校において、学校教育法施行規則別表第四備考第三号の規定により各教科の授業時数を減ずる場合は、その減ずる時数を当該各教科の内容を代替することのできる内容の選択教科の授業時数に充てること。
 - 二 連携型高等学校の普通科においては、生徒が高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）第一章第二款の四及び五に規定する学校設定科目及び学校設定教科に関する科目について修得した単位数を、合わせて三十単位を超えない範囲で連携型高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。
- 2 連携型中学校及び連携型高等学校における中高一貫教育においては、六年間の計画的かつ継続的な教育を施し、生徒の個性の伸長、体験学習の充実等を図るための特色ある教育課程を編成するよう配慮するものとする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。